

第10期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所

東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン・ホールA
(昨年と会場が異なりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。)

決|議|事|項|

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

トップメッセージ



株主の皆様には日ごろより格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期（2025年4月1日～2026年3月31日）定時株主総会を6月19日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2026年度は、「中期経営計画2026」の最終年度となります。当社グループは、同計画で掲げた方針のもと、基礎収益力底上げに向けた取り組みを推進するとともに、経営統合10周年を記念した配当の実施、監査等委員会設置会社への移行によるコーポレート・ガバナンス体制の強化など、様々な施策を着実に実行しました。今後も、業績の向上に加え、株主の皆様をはじめとしたあらゆるステークホルダーから信頼される企業を目指してまいります。引き続き当社グループへのご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 浦田 寛之

証券コード：2296
(発送日) 2026年6月3日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月27日

株 主 各 位

東京都目黒区三田一丁目6番21号
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 浦 田 寛 之

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/stockinfo/sh_meeting.html
(上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所
ウェブサイト】
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「伊藤ハム米久ホールディングス」または「コード」に当社証券コード「2296」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



敬具

記

1. 日時	2026年6月19日(金曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時15分)
2. 場所	東京都港区赤坂九丁目7番2号 東京ミッドタウン・ホールA
3. 目的事項	報告事項 ①第10期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
	②第10期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項	後記3頁から4頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上



- 電子提供措置事項につきましては、前述の各ウェブサイトよりご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りしております。
- 以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、前述の各ウェブサイトにのみ掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に対してお送りする交付書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の①～③の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④ 監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査等委員会の監査報告」
- 電子提供措置事項の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、前述の各ウェブサイトにおいて、修正した旨および修正前ならびに修正後の事項を掲載いたします。
- 大規模災害の発生などにより、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.itoham-yonekyu-holdings.com>) に掲載いたします。
- 車いすでご来場の株主様につきましては、会場内に専用スペースを設けております。

ライブ中継のご案内

第10期定時株主総会の模様を、ライブ中継いたします。

ライブ中継をご視聴される株主様は、時間になりましたら以下よりご視聴ください。

視聴用URL：

視聴用QRコード：

※ライブ中継は、ご視聴のみとなっております、会社法上の株主総会へのご出席には該当いたしません。
ライブ中継を通じての議決権の行使はできず、また、ご意見・ご質問は受け付けておりません。
何らかの事情によりライブ中継を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

事前アンケートのご案内

当日株主総会の会場にお越しいただけない株主様も含め、皆様のご関心事項を事前アンケートという形でお伺いさせていただき、特にご関心の高い事項について、株主総会当日にご説明させていただきます。ご協力いただける株主様は以下よりご回答の程よろしくお願い申し上げます。

事前アンケート受付期間：2026年6月3日（水）～2026年6月14日（日）

<https://koekiku.jp>

アクセスキー



株主アンケートにご協力ください

ご回答いただいた方の中から抽選で薄謝を進呈させていただきます。

本アンケートは、株式会社アロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」 ☒ koekiku@pronexus.co.jp

※「QRコード」は（株）デンソーウェアの登録商標です。

議決権行使のご案内

議決権は、株主様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。



郵送で議決権をご行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使期限

2026年6月18日(木曜日)
午後5時45分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月19日(金曜日)
午前10時

会場 東京ミッドタウン・ホールA

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案	賛成	賛否	賛成	賛否
第1号議案				
第2号議案				

インターネットによる議決権行使に関する詳細は次頁をご覧ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

【第2号議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。



インターネット等で議決権をご行使される場合



議決権をインターネット等によりご行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2026年6月18日（木曜日）午後5時45分まで

「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」のご利用にあたっては、同封のリフレットもご参照ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合せください。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

●書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等の行使を有効な行使として取り扱います。インターネット等で複数回重複して議決権をご行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。

※ 「QRコード」は株デンソーウェブの登録商標です。

<ご参考> 議案のポイント

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたします。なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とするガバナンス指名諮問委員会での審議を経ています。

本議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は、監査等委員である取締役を含め11名となり、そのうち独立社外取締役は4名（構成比率36.3%）、女性取締役は3名（構成比率27.2%）となります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏名	当社における地位・担当	取締役会 出席状況
1	再任	みやした 宮下 功 (満58歳)	取締役会長	100% (15回/15回)
2	再任	うらた 浦田 寛之 (満51歳)	代表取締役社長	100% (12回/12回)
3	再任	いとう 伊藤 こういち 功一 (満51歳)	取締役常務執行役員 加工食品事業本部長 品質保証部担当 物流担当	100% (15回/15回)
4	再任	のざわ 野澤 かつみ 克己 (満61歳)	取締役常務執行役員 管理本部長 コンプライアンス担当	100% (15回/15回)
5	再任	はらだ 原田 けん 健 (満50歳)	取締役常務執行役員 食肉事業本部長	100% (12回/12回)

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役高橋伸氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。なお、監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とするガバナンス指名諮問委員会での審議を経ています。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

		氏名	当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
	新任	まえだ 前田 あきら 聡 (満62歳)	管理本部付	—	—

取締役のスキル・マトリックス

長期経営戦略2035・中期経営計画2026を実行し、持続的な企業価値向上を実現する上で、当社は、取締役会における多様な視点からの議論や監督機能の一層の強化が不可欠であると認識しています。そのため、当社の事業特性や経営環境、今後の成長領域を踏まえ、取締役会として特に重要と考える知見・経験を「取締役会が備えるべきスキル」として次のとおり特定しています。

取締役会が備えるべきスキル

項目	定義
経営戦略	企業の中長期的な価値創造を見据え、外部環境や事業ポートフォリオを踏まえて経営の方向性を定め、持続的な成長と競争優位の確立に向けた戦略を構想・判断するスキル
グローバル	グローバルな視点で企業の成長を支えるスキル
オペレーション (生産・調達・営業)	生産・調達・営業などの事業活動を通じて戦略が具体的な成果につながっているかを俯瞰し、品質・コスト・供給・顧客価値の観点から事業運営の妥当性とリスクを監督することで、事業の安定性および競争力の強化に資するスキル
ESG・人材開発	サステナビリティ戦略を効果的に推進し、事業を通じての持続可能な社会の実現へ向けた社会課題解決を行うスキル 人材戦略を策定して人材開発・育成を推し進め、各個人が最大限のパフォーマンスを発揮できるようにするスキル
DX・IT	情報技術を効果的に活用して、業務の効率化やデジタル化を推進し、デジタル技術を活用した業務プロセスやビジネスモデルを革新するスキル
財務・会計	財務状況を正確に把握したうえで、財務健全性を維持し、戦略的に資金調達を行い、財務管理を行うスキル
法務・リスクマネジメント	法的リスク、事業リスクを管理・評価して適切な対策を講じ、法令順守、コーポレート・ガバナンスを通じて持続的に企業価値の向上を行うスキル

取締役会は、ジェンダー、職歴、年齢、専門知識・経験など、バックグラウンドの異なる多様な取締役で構成することにより、全体として幅広い視点と知見を確保しています。

また、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮される員数で構成するとともに、独立社外取締役の割合を3分の1以上としています。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役のスキル・マトリックスは、次のとおりです。なお、各取締役のスキルについては、保有するスキルの中から当社において特に期待するスキルを最大4つまで表記しています。

取締役のスキル・マトリックス

		スキル項目						
氏名	性別	経営戦略	グローバル	オペレーション	ESG・人材開発	DX・IT	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	宮下 功	男性	●		●			●
	浦田 寛之	男性	●	●	●			
	伊藤 功一	男性	●		●		●	
	野澤 克己	男性				●	●	●
	原田 健	男性	●	●	●			
監査等委員である取締役	堀内 朗久	男性	●		●			
	前田 聡	男性					●	●
	森本美紀子 <small>社外取締役 独立役員</small>	女性	●	●		●		
	松村 浩司 <small>社外取締役 独立役員</small>	男性	●			●	●	
	西村やす子 <small>社外取締役 独立役員</small>	女性	●			●		●
	有松 晶 <small>社外取締役 独立役員</small>	女性		●			●	●

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたします。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とするガバナンス指名諮問委員会での審議を経ていきます。

本議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は、監査等委員である取締役を含め11名となり、そのうち独立社外取締役は4名（構成比率36.3%）、女性取締役は3名（構成比率27.2%）となります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

みやした
宮下

いさお
功

再任

1968年2月15日生（満58歳）



取締役在任期間

10年3カ月

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

所有する当社の株式

33,971株

取締役候補者とした理由

宮下功氏は、取締役会長就任後、これまでの経営経験を背景に、取締役会議長、ガバナンス指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長として、ガバナンス体制の強化、経営人材育成、報酬体系の見直しに取り組んでいます。

また、経営の執行と監督のバランスを保ちながら、当社グループの重要案件の意思決定・業務執行に的確な助言を行い、経営陣が適切かつ迅速に事業運営を進められるよう支援しています。

企業経営者としての豊富な経験と高い見識などを活かし、取締役会長としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1990年 4月 三菱商事(株) 入社
2002年 8月 フードリンク(株) 取締役
2003年 6月 (株)ジャパンファーム 取締役
2006年 5月 三菱商事(株)
2007年 5月 米久(株) 執行役員
2008年 5月 同 取締役
2013年 5月 同 代表取締役社長
2016年 4月 当社 代表取締役社長
伊藤ハム(株) 取締役
米久(株) 取締役
2025年 6月 当社 取締役会長（現任）



候補者番号

2

うら た

浦田

ひろゆき

寛之

再任

1974年9月5日生（満51歳）



取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

所有する当社の株式

2,776株

取締役候補者とした理由

浦田寛之氏は、代表取締役社長として、「長期経営戦略2035」「中期経営計画2026」の推進を統括し、当社グループの経営基盤の強化や基礎収益力の向上に取り組んでいます。

総合商社およびその海外子会社での多様な職歴に加え、畜産・食肉事業や加工食品事業における豊富な経験と高い見識を有しています。

これらを活かし、代表取締役社長としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

- 1997年 4月 三菱商事(株) 入社
 2005年 3月 Indiana Packers Corporation
 2015年 4月 伊藤ハム(株) 執行役員
 2017年 3月 米久(株) 取締役常務執行役員
 2019年 3月 三菱商事(株)
 2020年 4月 同 畜産部長
 2020年 6月 日本KFC ホールディングス(株) (現 日本ケンタッキー・フライド・チキン(株)) 社外取締役
 2021年 3月 六甲バター(株) 社外取締役
 2021年 4月 三菱商事(株) 畜産酪農部長
 2023年 4月 同 農畜産本部長
 2025年 4月 当社 副社長執行役員
 伊藤ハム(株) 取締役 (現任)
 米久(株) 取締役 (現任)
 2025年 6月 当社 代表取締役社長 (現任)

候補者番号

3

いとう
伊藤こういち
功一

再任

1975年3月16日生（満51歳）



取締役在任期間

4年

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

所有する当社の株式

552,617株

取締役候補者とした理由

伊藤功一氏は、加工食品事業本部長として、当社グループの加工食品事業再編、物流の最適化、ブランドの強化・育成を行って行く中で、力強いリーダーシップを発揮しています。

伊藤ハム(株)の代表取締役社長をはじめ、当社グループでの多様な要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しています。

これらを活かし、業務執行取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

- 1997年 4月 伊藤ハム(株) 入社
 2006年 7月 同 執行役員
 2010年 6月 同 取締役
 2016年 4月 ANZCO FOODS LTD. Director of Board
 2018年 4月 当社 上席執行役員
 2019年 3月 米久(株) 常務取締役
 2020年 4月 当社 グループ食肉事業担当
 伊藤ハム(株) 取締役
 2022年 4月 当社 常務執行役員 加工食品事業本部長 (現任)
 伊藤ハム(株) 代表取締役社長 (現任)
 米久(株) 取締役 (現任)
 2022年 6月 当社 取締役 (現任)
 2023年 4月 同 品質保証部担当 (現任)
 2026年 4月 同 物流担当 (現任)

候補者番号

4

のざわ
野澤

かつみ
克己

再任

1965年3月29日生（満61歳）



取締役在任期間
2年

取締役会への出席状況
100%（15回/15回）

所有する当社の株式
19,199株

取締役候補者とした理由

野澤克己氏は、管理本部長として、人的資本経営の強化やサステナビリティ経営を推進していく中で、力強いリーダーシップを発揮しています。

伊藤ハム㈱の経理部門での長年にわたる経験に加え、当社の業務執行取締役、執行役員として、経営戦略、経営企画、管理部門の責任者を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しています。これらを活かし、業務執行取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

- 1983年 3月 伊藤ハム㈱ 入社
2016年 4月 当社 経営企画部長
伊藤ハム㈱ 執行役員
2017年 2月 米久㈱ 取締役執行役員
2018年 4月 当社 執行役員
米久㈱ 常務取締役
2022年 4月 当社 管理本部 副本部長、PMI推進室長
2023年 4月 同 経営戦略部 経営企画室長
2024年 4月 同 常務執行役員 管理本部長、コンプライアンス担当（現任）
2024年 6月 同 取締役（現任）
伊藤ハム㈱ 取締役（現任）
米久㈱ 取締役（現任）
2025年 4月 当社 経営戦略担当

候補者番号

5

はらだ
原田

けん
健

再任

1975年11月18日生（満50歳）



取締役在任期間
1年

取締役会への出席状況
100%（12回/12回）

所有する当社の株式
一株

取締役候補者とした理由

原田健氏は、食肉事業本部長として、食肉バリューチェーンの創造と拡大に向けた取り組みを行っていき、力強いリーダーシップを発揮しています。

総合商社での多様な職歴や海外会社のCEOとしての経歴に加え、畜産・食肉事業における豊富な経験と高い見識を有しています。

これらを活かし、業務執行取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

- 2000年 4月 三菱商事㈱ 入社
2010年10月 同 農水産本部 飼料畜産ユニット
2013年 4月 日本ケンタッキー・フライド・チキン㈱ 執行役員
2017年 7月 三菱商事㈱ 生鮮品本部 畜産部 チームリーダー
2022年 1月 ASIAN BEST CHICKEN Co., Ltd. CEO
2025年 4月 当社 常務執行役員 食肉事業本部長（現任）
伊藤ハム㈱ 取締役（現任）
米久㈱ 取締役（現任）
2025年 6月 当社 取締役（現任）



- (注) 1. 各候補者の年齢、当社における地位・担当は、本株主総会時のものです。
2. 取締役会への出席状況は、2025年度に開催された取締役会への出席状況です。
3. 浦田寛之氏および原田健氏の取締役会への出席状況は、2025年6月25日の取締役就任後に開催された取締役会を対象として記載しています。
4. 各候補者と当社グループとの間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、宮下功氏、浦田寛之氏、伊藤功一氏、野澤克己氏および原田健氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。ただし、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
- 当社は、本株主総会において、各氏の再任が承認された場合、補償契約を継続する予定です。
6. 当社は、取締役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該契約により補填することとしています。ただし、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。
- 本株主総会において、各氏の再任が承認された場合、各氏とも当該契約の被保険者となる予定です。
- なお、当該契約の契約期間は1年間であり、契約期間の満了前に取締役会の決議の上、これを更新する予定です。

【監査等委員会の意見】

本議案につきましては、過半数を独立社外取締役で構成するガバナンス指名諮問委員会において、取締役候補者の指名基準に基づき、取締役会の最適構成やその候補者の妥当性について十分に審議し、その答申に沿って取締役会で決議されています。監査等委員会においては、その審議・決定プロセスを慎重に検討し、当社のコーポレート・ガバナンス基本方針に照らして、特段指摘すべき事項はないとの結論に至りました。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役高橋伸氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されます。
つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。
なお、監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とするガバナンス指名諮問委員会での審議を経ていきます。
また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

まえだ
前田

あきら
聡

新任

1964年5月6日生（満62歳）



取締役在任期間

—

所有する当社の株式
3,509株

監査等委員である取締役候補者とした理由

前田聡氏は、当社の執行役員および経理財務部長として、当社グループの決算同期化、グループ資金管理の導入、会計システムの統一など、業務効率の改善および内部統制の強化に取り組んできました。

これまでの職歴や経歴で培われた財務・会計面での見識と豊富な経験などにより、客観的・実践的な視点から、業務執行に対する適切な監督・監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1985年 4月	伊藤ハム(株) 入社
2014年 3月	同 加工食品事業本部 加工食品経理部長
2017年 4月	当社 経理財務部長
2022年 4月	同 執行役員 管理本部 経理財務部長
2026年 4月	同 管理本部付（現任）



- (注) 1. 候補者の年齢、当社における地位・担当は、本株主総会時のものです。
2. 候補者と当社グループとの間には、特別の利害関係はありません。
3. 本株主総会において、前田聡氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
4. 本株主総会において、前田聡氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定です。当該契約の内容は、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。ただし、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
5. 当社は、取締役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該契約により補填することとしています。ただし、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。
- 本株主総会において、前田聡氏の選任が承認された場合、同氏も当該契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約の契約期間は1年間であり、契約期間の満了前に取締役会の決議の上、これを更新する予定です。

<ご参考>

本議案が原案どおり承認可決された場合における監査等委員会の構成（予定）

	氏名		当社における地位・担当	取締役 在任期間	監査役 在任期間
現任	ほりうち 堀内	あきひさ 朗久 (満66歳)	取締役 (常勤監査等委員)	3年	—
新任	まえだ 前田	あきら 聡 (満62歳)	取締役 (常勤監査等委員)	—	—
現任	もりもと 森本	みきこ 美紀子 (満52歳)	社外取締役 独立役員	3年	—
現任	まつむら 松村	ひろし 浩司 (満66歳)	社外取締役 独立役員	1年	2年
現任	にしむら 西村	こ やす子 (満58歳)	社外取締役 独立役員	2年	—
現任	ありまつ 有松	あきら 晶 (満45歳)	社外取締役 独立役員	1年	—

- (注) 1. 上表は、本株主総会後に開催予定の監査等委員会の議案（決議事項）の内容を含めて記載しています。
2. 当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会の承認により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。
移行に伴い、堀内朗久氏は取締役を退任し、同日付で取締役（常勤監査等委員）に就任しています。また、森本美紀子氏および西村やす子氏は取締役を退任し、同日付で取締役（監査等委員）に就任しています。各氏の取締役在任期間は、監査役会設置会社制度下および監査等委員会設置会社制度下の在任期間を通算しています。
3. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、松村浩司氏は監査役を退任し、同日付で取締役（監査等委員）に就任しています。



<ご参考>

取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

(1) 指名基準

〈取締役共通〉

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 当社グループの理念・ビジョンを理解し、経営戦略・事業特性を踏まえた上で、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる能力と資質を有していること。
- ③ 企業経営その他取締役会が備えるべきスキルのいずれかまたは複数において、高い専門知識及び豊富な経験を有していること。
- ④ 経営の法的責任を正しく理解した上で、全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ⑤ 会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

〈業務執行取締役〉

- ① 当社グループの経営計画、事業戦略を具体的に提案し、その職務を遂行する能力を有していること。
- ② 社内外の状況を適切に理解した上で、強いリーダーシップを発揮して組織を導くことができること。

〈社外取締役〉

- ① 企業経営や専門分野における、見識や豊富な経験に基づき、客観的な視点から経営の監督または監査ができること。
- ② 経営から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映できること。

〈監査等委員〉

- ① 公正不偏の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できること。
- ② 当社グループの事業に精通し、グループ内外から情報を適切に収集した上で、実効性の高い監査を行えること。（社外取締役を除く）

(2) 指名手続

ガバナンス指名諮問委員会において、指名基準に基づき、取締役会の最適構成やその候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

但し、監査等委員である取締役については、取締役会での決議の前に監査等委員会の同意を得るものとする。

<ご参考>

社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、次のとおり社外取締役の独立性基準を定めています。

当社において合理的な範囲で調査を行った結果、東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、次の各項のいずれにも該当していないと判断される社外取締役は、独立性を有するものと判断する。

- ① 当事業年度及び過去10事業年度における、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」と記載）の業務執行者(1)
- ② 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループを主要な取引先とする者(2)もしくはその業務執行者
- ③ 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの主要な取引先(3)もしくはその業務執行者
- ④ 当事業年度及び過去3事業年度における、当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）もしくはその業務執行者
- ⑤ 当事業年度及び過去3事業年度において、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者もしくはその業務執行者
- ⑥ 当事業年度及び過去3事業年度における、当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(4)を得ているコンサルタント、公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑧ 当社グループから多額の寄付または助成(5)を受けている者もしくは法人・組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループとの間で、役員の相互就任(6)の関係にある会社の出身者
- ⑩ 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの業務執行者のうち重要な者(7)の近親者(8)または非業務執行取締役の近親者
- ⑪ 上記②、③、⑦または⑧のいずれかに該当する者の近親者

注

- (1) 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、その他の使用人、持分会社の業務を執行する社員、または会社以外の法人・団体の業務を執行する者もしくは使用人（従業員等）をいう。
- (2) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループから受ける支払い額が、その者の連結売上高の2%を超える者をいう。
- (3) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループに対する支払い額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者、または当社グループの連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。
- (4) 「多額の金銭その他の財産」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円を超えること、団体の場合はその者の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。
- (5) 「多額の寄付または助成」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%の何れか大きい額を超えることをいう。
- (6) 「役員の相互就任」とは、当社グループの出身者（当事業年度及び過去10事業年度において当社グループに在籍し、または在籍したことがある者）が現任の役員または執行役員をつとめている会社から、当社に役員または執行役員として迎え入れることをいう。
- (7) 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人に加え、その他使用人のうち部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (8) 「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。



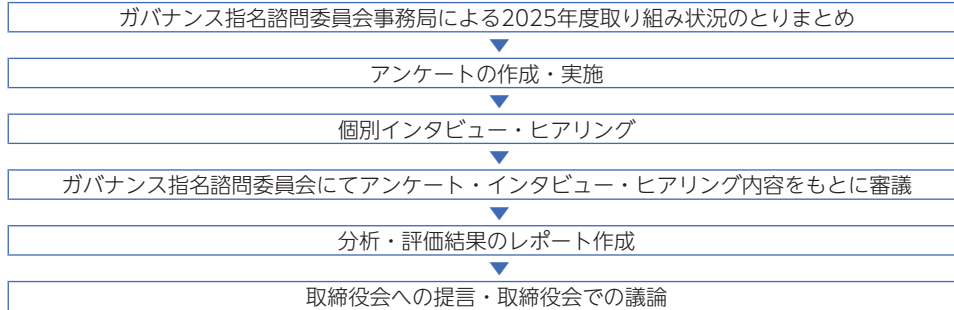
<ご参考>

取締役会実効性評価

当社は、自己評価による課題の明確化と対応の継続によって、最適なガバナンス体制を構築・維持することを目的として、毎年1回、取締役会の実効性評価を行っています。

2025年度の実効性評価の結果の概要は、次のとおりです。

実効性評価のプロセス



1. 2024年度取締役会実効性評価による2025年度重点テーマとその取り組み状況

2024年度の評価結果により抽出された課題のうち、以下の3項目を2025年度重点テーマとし、取り組み強化を図りました。

2025年度重点テーマ	取り組みの概要
人的資本に関する議論の深化、知的資本に関する議論	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資本については、組織風土調査結果や中期経営計画2026進捗の取締役会報告などを通じて複数回議論を行いました。 ・従業員のキャリア実現と自己成長を支援する取り組みとして、従来のF A制度および公募制度に加え、2025年度からクロスジョブ制度（※）を新設しました。 ・知的資本を含む無形資産については、オフサイトミーティングを活用し議論を行いました。その重要性や課題認識が共有されたことから、2026年度も重点テーマとしています。
「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の進捗状況分析	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画2026における各施策を通じて2026年度にROE 6.6%、ROIC 5.8%の実現を目指しており、2025年度はROE 7.0%、ROIC 6.2%となりました。 ・取引条件の見直しなどによる低採算事業の収益性改善、加工食品事業における商品ポートフォリオの改善や建設中の三島工場を起点とした工場の再編、食肉事業における国内バリューチェーンの強化などの施策に取り組んでいます。 ・株主還元について、「DOE 3%以上、累進配当」を本中計期間の配当方針としています。なお、2025年度は、普通配当に加え、伊藤ハム㈱と米久㈱の経営統合10周年の記念配当を実施しました。
ガバナンス指名諮問委員会の役割・構成、経営人材育成方針・後継者計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス指名諮問委員会は取締役の選解任などに加え、取締役会実効性評価に関与しています。 ・人材育成方針・後継者計画について、将来の経営を担う人材の計画的な育成を進めるに当たり、「人材育成会議」を発足しました。

※ F A制度…従業員の主体的なキャリア形成を目的とした、従業員自らの意思で他部門・他部署への異動希望を表明できる制度
 公募制度…新規事業や欠員補充などの人員配置のための募集を社内で募集する制度
 クロスジョブ制度…所属部署以外の業務に一部携わる（兼務する）ことができる制度

2025年度重点テーマについては、取り組みを進めた結果、一定の成果が確認されました。

2. 2025年度取締役会実効性評価の概要および2026年度取り組み方針

取締役に対し、9評価項目・25設問と自由筆記欄にて構成されるアンケートを実施し、回答内容に応じて個別にインタビュー・ヒアリングを実施しました。

評価項目

- | | |
|-------------|------------------|
| ①取締役会の構成 | ⑥役員報酬 |
| ②取締役会の運営 | ⑦株主・投資家との対話 |
| ③取締役会における議論 | ⑧監査等委員会の構成・役割・運営 |
| ④取締役会による監督 | ⑨諮問委員会の構成・役割・運営 |
| ⑤経営陣の選解任 | |

重点テーマ

2025年度の評価結果により抽出された課題のうち、以下の3項目を重点テーマとし、取り組み強化を図っていきます。

2026年度重点テーマ	取り組み方針
①無形資産についての議論	無形資産に関する議論を行い、中長期的な経営戦略、中期経営計画に結びつける。 得られた競争優位性について社内外への発信・浸透を図る。
②中長期的な経営戦略、中期経営計画についての議論	
③競争優位性の発信	

今後も本評価結果を踏まえ、取締役会の実効性向上に継続的に取り組んでいきます。

<ご参考>

少数株主利益保護への対応について

当社の株主である三菱商事株式会社は、当社の議決権の41.15%を保有しています。

当社は、同社との間で、食肉調達などの協業関係があり、同社の経営資源を活用しながら当該協業関係の強化を通じて、当社企業価値の向上を目指しています。

当社は、同社の影響が及ぶ可能性のある取引および取締役選任に際し、少数株主の利益を保護するため、公正性および透明性を確保する観点から、以下の対応を行っています。

(1) 利益相反リスクへの対応について

当社グループ各社は、三菱商事株式会社からの食肉および原材料等の仕入れについては、同社以外からも複数の見積もりを入手し、市場の実勢価格を参考にして発注先および価格を合理的に決定しています。また、同社の子会社などとの間で、食肉および原材料の仕入れならびに商品の販売などの取引を行っていますが、仕入れにあたっては、当該子会社以外の取引先からも複数の見積もりを取得し、市場の実勢価格を参考にして発注先および価格を合理的に決定しているほか、販売にあたっては、市場価格を勘案した上で当社グループ側から希望価格を提示し、価格を決定しています。

これらの取引については、独立社外取締役全員を委員とし、かつ構成割合を過半数とするガバナンス指名諮問委員会で、当該取引が利益相反取引に該当するか否か、ならびに取引条件の妥当性について審議し、取締役会に報告することとしています。なお、この審議は独立社外取締役のみで行うこととしており、独立性を有しない取締役は審議に参加しません。



(2) 取締役選任議案について

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役候補者の選任にあたっては、多層的な牽制機能を通じて、少数株主を含む一般株主の利益が適切に保護される体制を構築しています。具体的には、取締役候補者の選任に際し、独立社外取締役を全員委員とし、かつ構成割合を過半数とするガバナンス指名諮問委員会において、取締役会で予め定めた「取締役候補者の選任基準」に基づき、候補者の妥当性について十分な審議を行い、最終的に取締役会で決定しています。

また、当社は監査等委員会設置会社であることから、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案について、株主総会において意見を述べる権限を有しており、取締役候補者の選任過程における公正性および透明性が一層確保される仕組みとなっています。

<ご参考>

政策保有株式

当社は、一定の条件を満たし、かつ「取引の維持・発展」に資すると認められる場合を除いて、政策保有株式を保有しないことを基本方針としています。事業年度終了後、速やかにすべての政策保有株式について保有の合理性を確認し、その結果をグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しています。保有の合理性が認められないと判断した銘柄は、発行会社との対話・交渉を実施しながら売却を進めています。

議決権行使については、提出された議案が発行会社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであるかを総合的に判断し、賛否を決定します。

なお、当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している企業から当該株式の売却の意向が示された場合、それを妨げるような行為は行いません。

当社グループが純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および連結貸借対照表計上額の合計額

区 分	第7期 (2023年3月期)	第8期 (2024年3月期)	第9期 (2025年3月期)	第10期 (当連結会計年度 (2026年3月期)
銘柄数	91	82	71	63
うち上場会社の銘柄	52	46	37	34
連結貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	14,269	17,791	17,295	22,286
うち上場会社の合計 (百万円)	12,630	16,419	15,960	20,963

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

国内経済は、雇用や所得環境の改善が見られるなか、インバウンド需要の下支えもあり、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、地政学リスクの長期化や為替変動リスク、国際的な原材料価格・エネルギー価格の高止まりによる物価上昇などが懸念され、先行き不透明な状況にあります。

当業界においても、国際的な畜肉価格は高止まりしており、また、食品をはじめとする生活必需品の相次ぐ値上げにより消費停滞が懸念されています。

当社は、原材料価格および物流費等の上昇などを背景とする原価上昇に対応した販売価格の適正化を進めるとともに、「長期経営戦略2035・中期経営計画2026」に基づき、収益拡大に向けた国内バリューチェーンの強化や海外事業の成長加速を推進していきます。また、DXによる業務変革や効率化に加え、脱炭素・人権尊重・アニマルウェルフェアなど、社会や環境に配慮した取り組みを実践することで、持続的成長と企業価値の向上に努めていきます。

当事業年度の経営成績の概況

◇連結経営成績

(%表示は、対前期増減率)

売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
1,071,381	8.4	28,456	45.4	30,395	46.5	20,225	54.4

原材料価格の高止まりや物流費の上昇が続く厳しい事業環境の中、食肉事業における国内生産事業および海外事業の収益性改善などにより、売上高および各段階利益はともに増加しました。

なお、第1四半期連結会計期間より、連結子会社のアンズコフーズおよびその子会社ならびにイトウハムアメリカの決算期を12月31日から3月31日に変更し連結決算日と同一としたため、当連結損益計算書には当該子会社の15か月間の成績が含まれています。

事業別の概況



加工食品事業

主要な事業内容

ハム・ソーセージおよび調理加工食品等の製造、販売

%表示は、対前期増減率

売上高 **398,553**百万円 ▲**0.6**%

経常利益 **9,410**百万円 ▲**3.1**%

- ハム・ソーセージは、家庭用主力商品のブランド力強化と市場シェアの拡大を図り、調理加工食品は、消費者ニーズの多様化に対応した商品群の販売に努めましたが、消費者需要の低迷を受けて販売数量が減少したことから、加工食品事業の売上高は減少しました。
- 商品新陳代謝の推進やコスト削減などに取り組みましたが、原材料費および物流単価の上昇の影響などにより、加工食品事業の経常利益は減少しました。

食肉事業

主要な事業内容

食肉等の生産、処理加工および販売

%表示は、対前期増減率

売上高 **672,814**百万円 **14.4**%

経常利益 **22,624**百万円 **84.3**%

- 国内事業は、国産鶏肉の相場上昇による生産事業の収益性改善に加え、国産豚肉のリスク管理強化による採算性改善などが、物流単価上昇の影響などをカバーしたことから、売上高、経常利益ともに増加しました。
- 海外事業は、アンズコフーズにおいて、決算期変更の影響に加え、北米向け牛肉販売および欧州向け羊肉販売の収益性が改善したことから、売上高、経常利益ともに増加しました。
上記の結果、食肉事業全体で増収増益となりました。

(2) 資金調達の様況

特記すべき該当事項はありません。

(3) 設備投資の様況

当連結会計年度において285億73百万円の設備投資を実施しました。

その内訳としましては、加工食品事業で200億72百万円、食肉事業で75億29百万円、その他で9億71百万円の設備投資を実施しました。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、下記に掲げるグループ理念のもと、ビジョンの実現を目指し、各行動指針に基づいた活動を推進することで、事業を通じて企業の社会的責任を果たし、真に信頼されるグループとなるべく企業価値の更なる向上を図っていきます。

<グループ理念>

私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します

<ビジョン>

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー

<行動指針>

- ・安全安心と品質の追及による、価値ある商品とサービスの提供
- ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化
- ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による能力開発と育成
- ・コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動
- ・地球環境に配慮した事業活動の推進

②目標とする経営指標

当社グループは、中期経営計画2026において、経常利益300億円、ROIC5.9%、ROE6.2%を経営指標に設定しています。これらの指標については、構造改革の推進および収益性改善の取り組みにより、2025年度において中期経営計画2026で掲げた目標水準



を達成しました。一方、最終年度である2026年度は、食肉事業において、前年度好調であった輸入鶏肉の反動や、ANZCO事業の決算期変更の影響などにより、経常利益280億円、ROIC5.4%、ROE6.2%と、目標水準を下回る見通しです。しかしながら、事業構造改革および収益基盤強化の取り組みは着実に進展しており、当社グループの基礎収益力および資本効率の改善に向けた方向性に変更はありません。引き続き、長期目標として2035年度に経常利益500億円の達成を掲げています。

③中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、2035年度に向けた「長期経営戦略2035」および直近3ヶ年における「中期経営計画2026」を策定し、これを推進しています。

a) 長期経営戦略2035

成長投資による利益拡大と収益力の持続的向上を両輪として飛躍的成長を目指し、DXとサステナビリティを中心に、その成長を支える経営基盤を強化します。

【成長投資による利益拡大】

- ・国内バリューチェーン価値の最大化
成熟市場で勝ち抜くため、業界における相対優位なポジショニング形成を目指す。全体最適に向けて、工場再編や最適配置を実行。
- ・海外事業の成長加速、成長事業の展開
海外事業や成長事業への投資を促進し、伸長する需要取り込みによる利益拡大を目指す。長期的視点でフードロス削減やたんぱく質の安定供給に向け、冷凍食品事業や未来の食の開発へ領域を拡大。

【経営基盤】

- ・DXによる効率化、変革
国内就労人口漸減は当社も抱える課題であり、その解決にDXを活用し、業務効率化と売上向上を同時に達成。
全社コミットメントとして公的認定を取得。
- ・サステナビリティ
事業を通じ、脱炭素・人権尊重・アニマルウェルフェアへの配慮に取り組み、持続可能な社会へ貢献。

b) 中期経営計画2026（以下、本項において「本中計」といいます。）

基礎収益力の底上げに取り組み、創出したキャッシュを原資に、安定的な株主還元と成長投資を両立させ、飛躍的成長に繋げていきます。

【基礎収益力の底上げ】

加工食品事業

- ・商品規格の集約と商品新陳代謝の促進。
- ・外部環境に応じた価格改定と継続的な内部コスト削減による早期の収益回復。
- ・静岡県三島市に新工場を建設中。2026年度下期稼働開始予定。

食肉事業

- ・食肉商品の付加価値化とリスク管理の高度化による利益率向上。
- ・業務効率化、生産性向上を目的とした機能再編および全社最適化の推進。
- ・国産鶏肉の処理羽数拡大に向けた農場新設。

【経営基盤】

- ・持続可能な物流体制の構築

社外協業先との連携を強め、持続可能な物流体制を構築。拠点の再配置を進め、政府目標のトラック積載率10%向上を目指す。

- ・人的資本への取り組み

新しい価値の創造と変革に向け自律的に挑戦する人材の育成と多様な価値観を尊重し、挑戦と成長を支援する風土醸成を進め、従業員エンゲージメント向上を企業価値向上に繋げる。マテリアリティの新たなKPIとしてエンゲージメントスコアを設定、その改善を役員報酬に組み入れ。

【財務戦略】

- ・株主還元

安定した株主還元を重視し、業績変動の影響を受けにくいDOE（株主資本配当率）を指標に導入。中間配当の実施。2025年度記念配当の実施。累進配当継続（2026年度普通配当10円増配予定）。

- ・キャッシュ・フロー・アロケーション

本中計3ヶ年の営業キャッシュ・フローは累計で600億円となる見通しであり、財務レバレッジ活用の上、株主還元350億円（うち、経営統合10周年記念配当総額約100億円）、投



資に800億円を投じる予定。また、成長投資やM&Aなどの投資機会も積極的に検討する方針。

- ・資本コストを意識した経営

本中計で基礎収益力の底上げ、ROICを指標とした事業管理の推進、最適な財務レバレッジの追及に取り組むことにより、ROEを向上。

また、成長投資による利益拡大、持続的成長を支える経営基盤の強化に取り組む。



中期経営計画2026 進捗報告

2025年度 通期 業績振り返り

食肉事業の収益改善により、2026年度経常利益目標300億円を前倒して達成

2026年度

原材料、物流およびユーティリティコスト上昇の影響を受け減益の見通し

中期経営計画の進捗

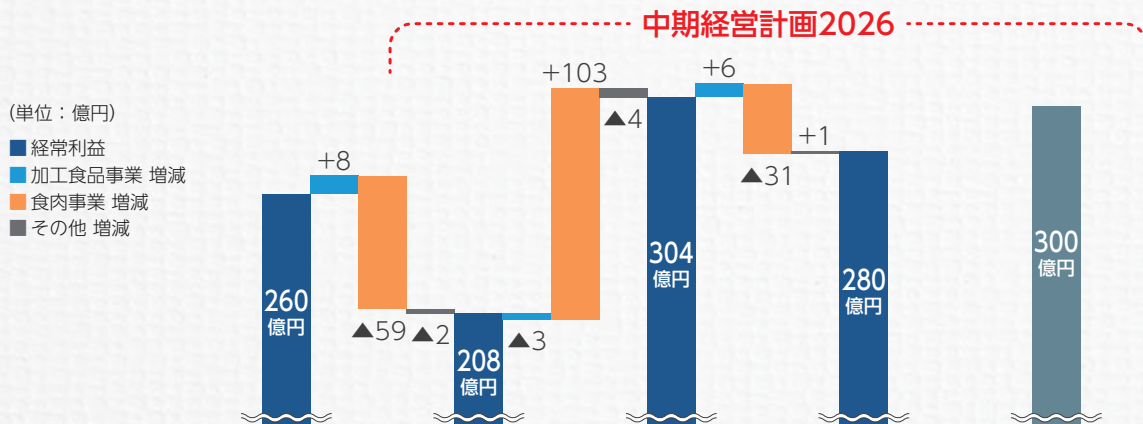
既存事業の基礎収益力を着実に改善

加工食品事業

商品新陳代謝の加速、生産コストの削減、営業・販売手法の差別化、飛躍への種蒔き

食肉事業

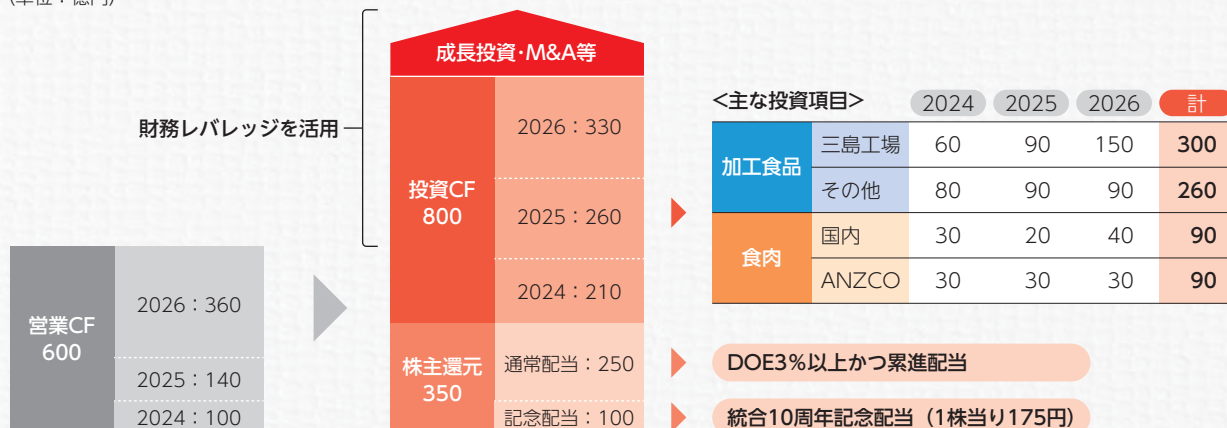
リスク管理の高度化、生産事業の強化（国内・海外）



		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度(予想)	2026年度(中計)
経常利益 (億円)	加工食品	90	97	94	100	120
	食肉	181	123	226	195	200
ROE (%)	全社連結	5.6	4.6	7.0	6.2	6.2
	全社連結	5.6	4.6	6.2	5.4	5.9
ROIC (%)	加工食品	4.8	5.1	4.4	4.3	5.2
	食肉	7.3	4.9	8.7	6.7	8.4

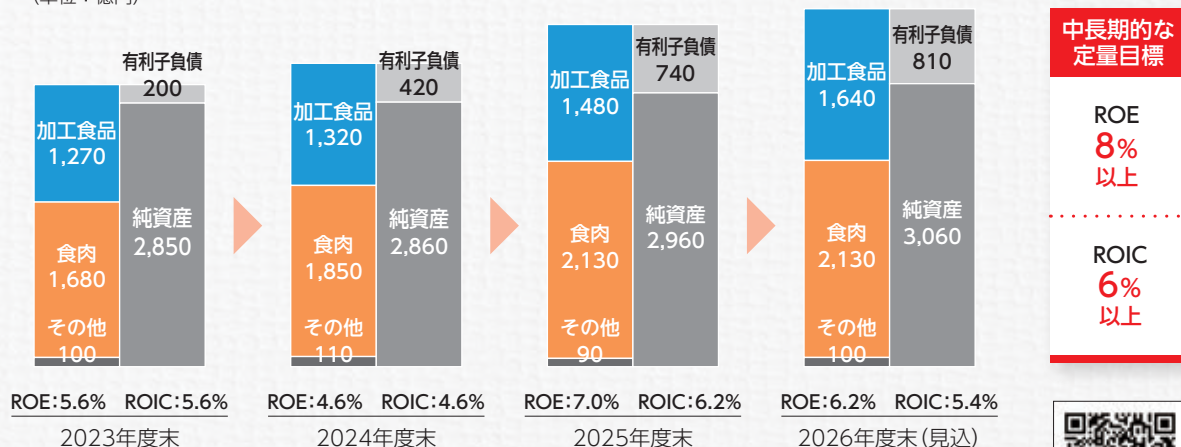
キャッシュフロー計画（中計期間2024～2026年度累計）

(単位：億円)



投下資本計画（中計期間2024～2026年度）

(単位：億円)



長期経営戦略2035・中期経営計画2026の進捗報告詳細は、右記QRコードからご参照ください。▶▶▶



*「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

(5) 財産及び損益の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第7期 (2023年3月期)	第8期 (2024年3月期)	第9期 (2025年3月期)	第10期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	922,682	955,580	988,771	1,071,381
経常利益 (百万円)	26,044	26,036	20,750	30,395
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	16,975	15,553	13,097	20,225
1株当たり当期純利益 (円)	294.07	273.24	230.88	356.43
総資産 (百万円)	436,763	462,570	467,009	524,726
純資産 (百万円)	269,261	285,326	286,318	295,509
1株当たり純資産額 (円)	4,717.02	5,018.37	5,033.02	5,193.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しています。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しています。
 3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、第7期の期首に株式併合が行われたと仮定し、算定しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第7期 (2023年3月期)	第8期 (2024年3月期)	第9期 (2025年3月期)	第10期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	28,345	529,579	584,695	595,695
経常利益 (百万円)	17,433	14,508	3,860	11,086
当期純利益 (百万円)	16,558	40,539	2,427	10,067
1株当たり当期純利益 (円)	286.86	712.18	42.80	177.41
総資産 (百万円)	242,708	329,802	324,460	353,100
純資産 (百万円)	205,609	238,497	229,540	222,011
1株当たり純資産額 (円)	3,609.34	4,203.85	4,044.74	3,910.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しています。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しています。
 3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、第7期の期首に株式併合が行われたと仮定し、算定しています。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
伊藤ハム株式会社	400	100.0	ハム・ソーセージおよび調理加工食品等の販売
米久株式会社	400	100.0	ハム・ソーセージおよび調理加工食品等の販売 食肉の販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含み52社、持分法適用会社は9社です。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
加工食品	ハム・ソーセージおよび調理加工食品等の製造、販売
食肉	食肉等の生産、処理加工および販売

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社事務所	東京都目黒区三田一丁目6番21号

② 子会社

名称	所在地
伊藤ハム株式会社	本社事務所 兵庫県西宮市 東京事務所 東京都目黒区
米久株式会社	本社事務所 静岡県沼津市

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業部門の名称	従業員数	前事業年度末比増減
加工食品事業	3,815名	90名減
食肉事業	2,741名	44名減
その他	58名	2名減
全社共通ほか	191名	1名増
合計	6,805名	135名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでいます）です。
2. 従業員数には、準社員（エリア社員、パートナー社員、シニア社員など）の年間の平均人員10,608名は含んでいません。
3. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社の管理部門に所属している従業員数です。
4. 当事業年度から、エリア社員を準社員として集計する方法に変更しています。これに伴い、前事業年度末比増減は、変更後の集計方法に基づき算定しています。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	41,641百万円
三井住友信託銀行株式会社	17,750百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会の承認により、取締役会の監督機能強化および意思決定の迅速化を目的として、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。



2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	200,000,000株
(2) 発行済株式の総数	57,471,011株
(3) 株主数	86,421名
(4) 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数 千株	持株比率 %
三菱商事株式会社	23,155	40.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,651	6.43
公益財団法人伊藤記念財団	2,400	4.22
エス企画株式会社	1,241	2.18
公益財団法人伊藤文化財団	1,240	2.18
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	924	1.62
伊藤功一	552	0.97
日本生命保険相互会社	549	0.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	469	0.82
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	431	0.76

(注) 1. 当社は、自己株式を720千株保有していますが、大株主から除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) 所有者別の状況<ご参考>

区分	個人・その他	金融機関	その他 国内法人	外国人	証券会社	自己株式	合計
株主数 (名)	85,509	19	470	392	30	1	86,421
所有株式数 (千株)	17,203	5,478	29,745	3,929	393	720	57,471
所有株式数の割合 (%)	29.93	9.53	51.75	6.83	0.68	1.25	100.00

(注) 所有株式数の割合は小数点第3位以下を切り捨てて算出しているため、各項目の割合を合算しても100%とはなりません、合計欄は100%で表示しています。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役 および社外取締役を除く)	7,508株	4名
社外取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社が当事業年度中に交付した株式報酬の内容につきましては、「4.(2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権の状況（2026年3月31日現在）

(1) 2008年度～2015年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 6,400株（新株予約権1個につき200株）
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200円（1株当たり1円）
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (監査等委員 である取締役 および社外取 締役を除く)	2008年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2038年7月31日まで
	2009年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2039年8月3日まで
	2010年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2040年8月2日まで
	2011年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2041年8月1日まで
	2012年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2042年8月6日まで
	2013年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2043年8月7日まで
	2014年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2044年8月4日まで
	2015年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2045年8月3日まで

(注) 2016年1月26日開催の伊藤ハム(株)および米久(株)の臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に伊藤ハム(株)が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されています。

(2) 2016年度～2017年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 11,600株（新株予約権1個につき20株）
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 20円（1株当たり1円）
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	2016年度	240個	4,800株	2人	2016年8月9日から 2046年8月8日まで
	2017年度	240個	4,800株	2人	2017年8月8日から 2047年8月7日まで
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	2016年度	40個	800株	1人	2016年8月9日から 2046年8月8日まで
	2017年度	60個	1,200株	1人	2017年8月8日から 2047年8月7日まで

(注) 監査等委員である取締役（社外取締役を除く）保有分は、米久株の取締役常務執行役員（2016年度）、取締役専務執行役員（2017年度）の地位にあった時に交付されたものです。



4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	宮下 功	会長
代表取締役	浦田 寛之	社長 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
取締役	伊藤 功一	常務執行役員 加工食品事業本部長 品質保証部担当 伊藤ハム(株) 代表取締役社長 米久(株) 取締役
取締役	野澤 克己	常務執行役員 管理本部長 経営戦略担当 コンプライアンス担当 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
取締役	原田 健	常務執行役員 食肉事業本部長 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	高橋 伸	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
取締役 (常勤監査等委員)	堀内 朗久	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	森本 美紀子	(株)karna 代表取締役 GMOサイバーセキュリティ by イエラエ(株) 社外取締役
取締役 (監査等委員)	松村 浩司	公認会計士 松村浩司公認会計士事務所 ジーディー自動車(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	西村 やす子	司法書士 司法書士法人つかさ 代表社員 (株)CREA FARM 代表取締役 (株)ふじのくに物産 代表取締役 (株)赤阪鐵工所 社外取締役
取締役 (監査等委員)	有松 晶	弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー

- (注) 1. 取締役（監査等委員）森本美紀子氏、松村浩司氏、西村やす子氏および有松晶氏は、社外取締役です。
2. 当社は、社外取締役森本美紀子氏、松村浩司氏、西村やす子氏および有松晶氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 当社監査等委員会は、常勤者を置くことにより常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や、会計監査人および内部統制所管部門などとの連携においても常勤者の役割・活動が重要であることから、監査等委員会の組織として常勤監査等委員を置くこととしました。
4. 取締役（監査等委員）松村浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。また、取締役（常勤監査等委員）高橋伸氏は、当社グループ経理財務部門の責任者としての豊富な経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、各取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、取締役宮下功氏、浦田寛之氏、伊藤功一氏、野澤克己氏、原田健氏、高橋伸氏、堀内朗久氏、森本美紀子氏、松村浩司氏、西村やす子氏および有松晶氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。ただし、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
7. 当社は、取締役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該契約により補填することとしています。ただし、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬制度に関する基本方針

当社の役員報酬制度に関する基本方針は、独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において次のとおり決定しています。

経営ビジョン「フェアスピリットと変革への挑戦を大切に、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」実現に寄与する制度とするため、役員報酬制度に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーとの価値共有を図り、持続的な業績拡大・企業価値向上への健全なインセンティブとして機能するものとする。
2. 優秀な人材を登用・維持するため、当社の事業領域、事業規模に応じた適正な報酬水準、役位ごとの責任、役割及び成果に応える報酬体系とする。
3. ステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性・合理性を担保する適切なプロセスを経て決定する。



② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会の承認により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定した監査等委員会設置会社への移行後の役員報酬制度は、次のとおりです。

a. 報酬ガバナンス

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、役員報酬制度に関する基本方針に基づき、報酬制度（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬）・業績との連動についての妥当性（経営指標、目標値、変動幅等）・水準等について報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定する。

b. 報酬体系

i. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬

基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式）により構成。その報酬構成割合および役位ごとの基準総報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況なども踏まえてうえで設定し、基準総報酬における支給割合は「基本報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の比率を概ね60：25：15とする。

ii. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬

独立かつ客観的な立場からの経営の監督・助言という主たる役割から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給する。

iii. 監査等委員である取締役の報酬

高い独立性の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給するものとし、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

c. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬構成

i. 基本報酬

基本報酬は、金銭による月額報酬とし、役位に応じて金額を決定する。

ii. 業績連動報酬

業績連動報酬は、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、全社業績である連結経常利益を全体の指標とする。取締役会長および代表取締役は80%を全社業績のみ、残りの20%は全社業績に非財務（ESG）評価を反映する形で決定し、その他の取締役は60%を全社業績のみ、20%に全社業績と個人評価、20%に全社業績と非財務（ESG）評価をそれぞれ反映する形で決定する。

個人評価の決定権限は、全社業績を踏まえた各取締役の評価を行うには最も適任である代表取締役社長の浦田寛之に委任し、その公平性・透明性を担保するため、評価結果を報酬諮問委員会に報告し、その妥当性を確認する。

非財務（ESG）評価については、マテリアリティ取り組み項目のうち、経営戦略上の優先度が高い（1）

温室効果ガスの排出量 (2) 管理職の女性比率 (3) 従業員エンゲージメント意識調査スコアの3項目を指標とし、サステナビリティ委員会で総合評価、報酬諮問委員会での審議を経て取締役会により決定する。

業績連動報酬は「業績連動賞与」「業績加算賞与」「非財務評価賞与」で構成し、下記に記載の(業績連動報酬算定式)に基づき算定する。「業績連動賞与」については、全社業績指標である連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとする。

(業績連動報酬算定式)

業績連動賞与 : 業績連動報酬原資×役位別乗率 (業績部分)

業績加算賞与 : 業績連動報酬原資×役位別乗率 (個人評価部分) ×個人評価乗率×調整率

非財務評価賞与 : 業績連動報酬原資×役位別乗率 (非財務評価部分) ×非財務評価乗率

・業績連動報酬原資 = 「連結経常利益」×0.01%

連結経常利益が400億円以上の場合は400億円として算定し、連結経常利益が50億円未満の場合は支給しない (なお、当事業年度においては、連結経常利益303億95百万円にて算定)

・役位別乗率表

役位	役位別乗率			計
	業績部分	個人評価部分	非財務評価部分	
会長	5.040	—	1.260	6.300
社長	6.640	—	1.660	8.300
副社長	5.040	—	1.260	6.300
専務執行役員	2.880	0.960	0.960	4.800
常務執行役員	2.280	0.760	0.760	3.800
上席執行役員	1.800	0.600	0.600	3.000

・個人評価乗率の範囲は0.0～2.0

・調整率は連結経常利益により決定される業績加算賞与支給原資が、個人評価により変動することを補正するための乗率で、その算定式は次のとおり

$$\text{調整率} = \frac{\text{対象役員の業績加算賞与役位別乗率の総和}}{\text{対象役員の(業績加算賞与役位別乗率} \times \text{個人評価乗率)の総和}}$$

・非財務評価乗率は (1) 温室効果ガスの排出量 (2) 管理職の女性比率 (3) 従業員エンゲージメント意識調査スコアの各項目を6ランク (5～0) で評価し、その合計スコア (15～0) に応じて0.8～1.2の範囲で変動させる

(非財務評価乗率換算表)

合計スコア	0～3	4～7	8～10	11～13	14～15
非財務評価乗率	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2

・非財務評価乗率については全役位一律の適用とする

iii. 株式報酬

株式報酬は、株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入する。



(譲渡制限付株式報酬制度の概要)

- ・各事業年度において割り当てる譲渡制度付株式の総数
20,000株を上限とする。
ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。
- ・譲渡制限期間
30年間
- ・譲渡制限の内容
割り当てを受けた対象取締役（以下「割当対象者」という。）は、譲渡制限期間において、割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。
- ・譲渡制限の解除
当社は、割当対象者が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、取締役または執行役員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
ただし、割当対象者が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に取締役および執行役員いずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ・譲渡制限付株式の無償取得
当社は、割当対象者が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに取締役および執行役員いずれの地位からも退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。
また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

上記の役員報酬制度の決定に当たり前提となる取締役の報酬などについての株主総会の決議に関する事項は、次のとおりです。

- i. 2025年6月25日第9期定時株主総会
 - (ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額
 - ・報酬年額
4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）
取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分は含まない。

- ・定款上の取締役の員数
15名以内（うち監査等委員である取締役7名以内）
- ・当該定時株主総会終結時点における本報酬の対象となる取締役の員数
5名（うち社外取締役0名、監査等委員である取締役0名）

(イ) 監査等委員である取締役の報酬額

- ・報酬年額
1億3,000万円以内
- ・定款上の取締役の員数
15名以内（うち監査等委員である取締役7名以内）
- ・当該定時株主総会終結時点における本報酬の対象となる取締役の員数
6名（うち社外取締役4名）

(ウ) 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式割当のための報酬額

- ・報酬年額
8,000万円以内
- ・定款上の取締役の員数
15名以内（うち監査等委員である取締役7名以内）
- ・当該定時株主総会終結時点における本報酬の対象となる取締役の員数
5名（うち社外取締役0名、監査等委員である取締役0名）

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
			基本報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	業務執行取締役	276	161	79	35	6
	社外取締役	10	10	—	—	4
監査等委員である取締役	常勤監査等委員	37	37	—	—	2
	社外取締役	36	36	—	—	4
監査役	常勤監査役	12	12	—	—	2
	社外監査役	4	4	—	—	2

(注) 1. 当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会の承認により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

2. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行取締役1名および社外取締役2名が監査等委員である取締役に就任しています。このため、上表の「取締役（監査等委員である取締役を除く）」には、これらの者が監査等委員である取締役に就任する前の期間に係る報酬等の額を含んでいます。また、同株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役2名の報酬等の額も含んでいます。



3. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、常勤監査役1名および社外監査役1名が監査等委員である取締役役に就任しています。このため、上表の「監査役」には、これらの者が監査等委員である取締役役に就任する前の期間に係る報酬等の額を含んでいます。
また、同株主総会の終結の時をもって退任した常勤監査役1名および社外監査役1名の報酬等の額も含んでいます。
4. 上表の「取締役（監査等委員である取締役を除く）」の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
5. 業績連動報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しています。
6. 株式報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しています。また、当事業年度における交付状況は、「2.(6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。
7. 取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の額について、「4.(2)①役員報酬制度に関する基本方針」および「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載する役員報酬制度の内容と整合していることを確認しました。この確認は、独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、取締役会においても検証したものであり、その結果、当該報酬等の内容は、当該基本方針および役員報酬制度の内容に沿うものであると判断しています。

④ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬などの総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社グループとの関係（2026年3月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役 （監査等委員）	森本美紀子	㈱karna 代表取締役 GMOサイバーセキュリティ by イエラエ(株) 社外取締役
社外取締役 （監査等委員）	松村浩司	公認会計士 松村浩司公認会計士事務所 ジーディー自動機械(株) 監査役
社外取締役 （監査等委員）	西村やす子	司法書士 司法書士法人つかさ 代表社員 ㈱CREA FARM 代表取締役 ㈱ふじのくに物産 代表取締役 ㈱赤阪鐵工所 社外取締役
社外取締役 （監査等委員）	有松晶	弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員） 森本美紀子氏の兼職先と当社グループとの間には特別の関係はありません。
 2. 社外取締役（監査等委員） 松村浩司氏の兼職先と当社グループとの間には特別の関係はありません。
 3. 社外取締役（監査等委員） 西村やす子氏の兼職先と当社グループとの間には特別の関係はありません。
 4. 社外取締役（監査等委員） 有松晶氏の兼職先である西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社グループの間には法律相談に関する取引がありますが、同事務所との間で顧問契約は締結していません。また、取引金額は同事務所の総収入の1%未満であるため独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	出席状況 (出席回数/開催回数)	活動状況および社外取締役に期待される役割に 対して行った職務の概要
独立社外取締役 (監査等委員)	森本美紀子	取締役会 100% (15回/15回) 監査等委員会 100% (10回/10回) ガバナンス指名諮問委員会 100% (5回/5回) 報酬諮問委員会 100% (3回/3回) サステナビリティ委員会 100% (3回/3回)	取締役会では、これまでの職歴やサステナビリティコンサルタントとしての見識・経験に基づき、多くの議案に対して質問・発言を積極的に行っています。特に、サステナビリティおよび人的資本に関する議論において、取り組みの方向性や重点事項に関する意見を述べることで、取締役会による適切な監督機能の発揮に貢献しています。 監査等委員会では、企業経営に関する知見を活かし、業務執行の妥当性・適法性の観点から監査を行っています。経営陣との意見交換会や会計監査人との報告会にも参加し、ガバナンスの適切な維持・向上に向けた助言を行っています。 ガバナンス指名諮問委員会では、取締役会実効性評価やガバナンス体制の検討において、取締役会の監督機能が適切に発揮されるよう意見を述べています。また、取締役候補者の選定やスキル・マトリックスの検討において、候補者の経験・専門性などを客観的に確認し、取締役会として必要な能力・構成に適合しているかという観点から助言を行っています。 報酬諮問委員会では、報酬制度（固定報酬・業績連動報酬・株式報酬）の構成が、会社の経営方針や持続的な企業価値向上に適切に連動しているかを確認し、制度の妥当性や透明性の確保という観点から意見を述べています。 サステナビリティ委員会では、サステナビリティコンサルタントとしての専門性を踏まえ、気候変動、人権、アニマルウェルフェアなどの主要テーマに関する取り組みや重点課題に関する意見を述べ、サステナビリティの推進に寄与しています。
	松村浩司	取締役会 100% (15回/15回) 監査等委員会 100% (10回/10回) ガバナンス指名諮問委員会 100% (5回/5回) 報酬諮問委員会 100% (2回/2回)	取締役会では、これまでの職歴や公認会計士としての見識・経験に基づき、多くの議案に対して質問・発言を積極的に行っています。特に、内部統制や資本コストに関する議論において、取り組みの方向性や重点事項に関する意見を述べることで、取締役会による適切な監督機能の発揮に貢献しています。 監査等委員会では、財務・会計に関する知見を活かし、業務執行の妥当性・適法性の観点から監査を行っています。経営陣との意見交換会や会計監査人との報告会にも参加し、ガバナンスの適切な維持・向上に向けた助言を行っています。 ガバナンス指名諮問委員会では、取締役会実効性評価やガバナンス体制の検討において、取締役会の監督機能が適切に発揮されるよう意見を述べています。また、取締役候補者の選定やスキル・マトリックスの検討において、候補者の経験・専門性などを客観的に確認し、取締役会として必要な能力・構成に適合しているかという観点から助言を行っています。 報酬諮問委員会では、報酬制度（固定報酬・業績連動報酬・株式報酬）の構成が、会社の経営方針や持続的な企業価値向上に適切に連動しているかを確認し、制度の妥当性や透明性の確保という観点から意見を述べています。



	氏名	出席状況 (出席回数/開催回数)	活動状況および社外取締役に期待される役割に 対して行った職務の概要
独立社外取締役 (監査等委員)	西村やす子	取締役会 100% (15回/15回) 監査等委員会 100% (10回/10回) ガバナンス指名諮問委員会 100% (5回/5回) 報酬諮問委員会 100% (3回/3回)	取締役会では、これまでの職歴や法務・経営コンサルタントとしての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。特に販売戦略、プロモーション戦略に関する議論において、取り組みの方向性や重点事項に関する意見を述べることで、取締役会による適切な監督機能の発揮に貢献しています。 監査等委員会では、企業経営に関する知見を活かし、業務執行の妥当性・適法性の観点から監査を行っています。経営陣との意見交換会や会計監査人との報告会にも参加し、ガバナンスの適切な維持・向上に向けた助言を行っています。 ガバナンス指名諮問委員会では、取締役会実効性評価やガバナンス体制の検討において、取締役会の監督機能が適切に発揮されるよう意見を述べています。また、取締役候補者の選定やスキル・マトリックスの検討において、候補者の経験・専門性などを客観的に確認し、取締役会として必要な能力・構成に適合しているかという観点から助言を行っています。 報酬諮問委員会では、報酬制度（固定報酬・業績連動報酬・株式報酬）の構成が、会社の経営方針や持続的な企業価値向上に適切に連動しているかを確認し、制度の妥当性や透明性の確保という観点から意見を述べています。
	有松晶	取締役会 100% (12回/12回) 監査等委員会 100% (10回/10回) ガバナンス指名諮問委員会 100% (5回/5回) コンプライアンス委員会 100% (10回/10回)	取締役会では、これまでの職歴や弁護士としての見識・経験に基づき、多くの議案に対して質問・発言を積極的に行っています。特にコンプライアンスやリスク管理に関する議論において、取り組みの方向性や重点事項に関する意見を述べることで、取締役会による適切な監督機能の発揮に貢献しています。 監査等委員会では、企業法務に関する専門性や監督官庁での実務経験を通じて培った知見を活かし、業務執行の妥当性・適法性の観点から監査を行っています。経営陣との意見交換会や会計監査人との報告会にも参加し、ガバナンスの適切な維持・向上に向けた助言を行っています。 ガバナンス指名諮問委員会では、取締役会実効性評価やガバナンス体制の検討において、取締役会の監督機能が適切に発揮されるよう意見を述べています。また、取締役候補者の選定やスキル・マトリックスの検討において、候補者の経験・専門性などを客観的に確認し、取締役会として必要な能力・構成に適合しているかという観点から助言を行っています。 コンプライアンス委員会では、弁護士としての専門性を踏まえ、内部通報事案やコンプライアンスリスクなどの主要テーマに関する改善・再発防止や重点課題に関する意見を述べ、コンプライアンスの推進に寄与しています。

- (注) 1. 当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会の承認により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。
移行に伴い、森本美紀子氏および西村やす子氏は取締役を退任し、取締役（監査等委員）に就任しました。森本美紀子氏の出席状況には、移行前に開催された取締役会、報酬諮問委員会およびサステナビリティ委員会を含めて記載しています。また、西村やす子氏の出席状況には、移行前に開催された取締役会および報酬諮問委員会を含めて記載しています。
2. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、松村浩司氏は監査役を退任し、取締役（監査等委員）に就任しました。同氏の取締役会の出席状況には、移行前に開催された取締役会を含めて記載しています。また、報酬諮問委員会の出席状況は、2025年6月25日付の委員就任後に開催された報酬諮問委員会を対象として記載しています。
なお、移行前に開催された監査役会は3回で、同氏はその全てに出席しています。監査役会では、財務・会計に関する知見を踏まえ、監査結果に関する意見交換や必要な発言を適宜行っていました。
3. 有松晶氏は、2025年6月25日付で取締役、ガバナンス指名諮問委員会およびコンプライアンス委員会の委員に就任しています。同氏の出席状況は、就任後に開催された取締役会、両委員会を対象として記載しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

87百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

108百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬などの額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬などの額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であることを確認し、会計監査人の報酬等の額が妥当であると判断し、同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に収集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査等委員会が会計監査人の職務遂行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任または不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出する方針です。



6. 会社の体制及び方針

(1) 当社グループの企業理念等

グループ理念

私たちは事業を通じて、
健やかで豊かな社会の実現に貢献します

ビジョン

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、
従業員とともに持続的に成長する
食品リーディングカンパニー

行動指針

- ・安全安心と品質の追求による、
価値ある商品とサービスの提供
- ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化
- ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による
能力開発と育成
- ・コンプライアンスを最優先とした公明正大で
透明性のある行動
- ・地球環境に配慮した事業活動の推進

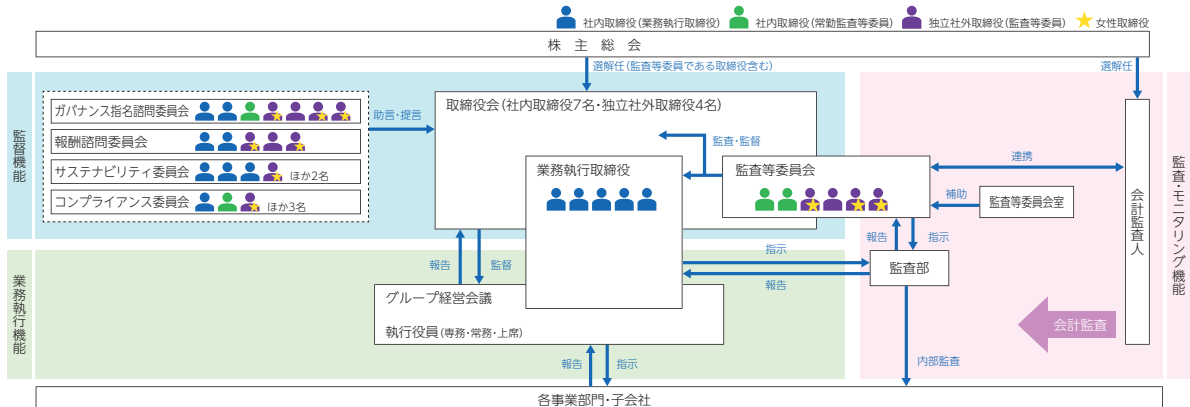
(2) 当社のコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」、「ビジョン」、「行動指針」に基づき、事業の一環として社会課題の解決を図るために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた透明性の高い経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行う。

当社は、この基本的な考え方に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目的として、コーポレート・ガバナンスに関する枠組みを示した「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しています。

(3) 当社のコーポレート・ガバナンス体制図 (2026年3月31日現在)



(4) 取締役会・監査等委員会・諮問委員会の役割 (2026年3月31日現在)

当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会の承認により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、取締役の職務執行を監査・監督する監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を一層強化し、経営の透明性および客観性を高めています。

また、当社は、取締役会の諮問機関として、4つの諮問委員会を設置しています。諮問委員会には、独立社外取締役を含む幅広い知見を有する委員が参加し、取締役会から諮問された事項について、独立した立場から客観的な視点で検討を行います。各委員会での審議結果は取締役会に助言・提言され、意思決定プロセスの適切性および公正性の向上に寄与しています。

①取締役会

当社の取締役は11名で、うち4名が独立社外取締役です。取締役会は、業務執行と監督の分離を促進するため、業務執行の決定権限をグループ経営会議や経営陣へ大幅に委任し、意思決定と業務執行の迅速化を図っています。これにより、取締役会では、中長期の経営戦略、サステナビリティ、重要性の高い経営課題などについて重点的に議論しています。

また、これらのテーマをより深く検討するため、取締役会とは別に、定期的にオフサイトミーティングを実施しています。オフサイトミーティングでは、取締役が自由闊達に意見交換を行い、当社グループの長期的な方向性や課題認識を共有しています。オフサイトミーティングで得られた意見や示唆は、その後の取締役会やグループ経営会議での審議に活かされ、取締役会による監督機能の実効性向上に資するものとなっています。

なお、2025年度の実績として、取締役会の開催回数は15回、オフサイトミーティングの開催回数は3回であり、いずれも取締役の出席率は100%でした。

②監査等委員会

当社の監査等委員は6名で、うち2名が常勤監査等委員（社内取締役）、4名が独立社外取締役である監査等委員です。監査等委員会は、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するため、取締役会における意思決定プロセスや業務執行の状況を継続的に監視しています。重要会議への出席のほか、業務執行取締役、執行役員および使用人からの直接聴取に加え、必要に応じて関係部門へのヒアリングを実施することにより、経営に関する重要事項を把握し、監査等委員会における議論を通じて、実質的な監査を行っています。



また、監査部からは内部監査の結果や改善状況について報告を受けており、必要に応じて追加的な調査や対応を指示する体制を構築しています。

会計監査人とは定期的に意見交換の場を設け、会計監査の実施状況や監査上の重要な論点について報告を受けています。これにより、財務報告に係る内部統制の有効性や会計処理の適切性に関する情報共有を図り、相互連携による監査の実効性向上に努めています。

なお、2025年度の監査等委員会の開催回数は10回、監査等委員である取締役の出席率は100%でした。

③ガバナンス指名諮問委員会

取締役・執行役員および候補者の指名を通じた経営の透明性の確保、ならびにコーポレート・ガバナンス体制とその運用の強化を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資することを目的として設置しています。7名の委員（うち独立社外取締役4名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2025年度の開催回数は5回、委員の出席率は100%でした。

審議する事項

- (1) 当社の取締役・執行役員の選任および解任に関する議案
- (2) 伊藤ハム(株)、米久(株)の取締役・監査役の選任および解任に関する議案
- (3) 第1号、第2号を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
- (4) 後継者計画、経営人材育成計画の監督
- (5) 取締役会の運営計画
- (6) コーポレート・ガバナンス体制の構築
- (7) 大株主との利益相反リスクの監督

(注) 第7号については、独立社外取締役4名のみで審議します。

④報酬諮問委員会

取締役の報酬などに関する取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任を高め、経営の透明性を確保することを目的として設置しています。5名の委員（うち独立社外取締役3名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2025年度の開催回数は3回、委員の出席率は100%でした。

審議する事項

当社の取締役・執行役員、伊藤ハム(株)および米久(株)の取締役に関する以下の事項

- (1) 報酬制度 (基本報酬、業績連動報酬、株式報酬ほか)
- (2) 業績連動 (業績評価指標、目標値、変動幅など)
- (3) 報酬水準 (競合他社との比較)

⑤サステナビリティ委員会

サステナビリティ課題に対する当社グループの取り組みを推進することを通じて、持続可能な社会の実現と、グループの持続的成長を両立することを目的として設置しています。6名の委員 (うち独立社外取締役1名、執行役員2名) で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2025年度の開催回数は3回、取締役である委員の出席率は100%でした。

審議する事項

- (1) サステナビリティ推進の基本方針、戦略、取り組み計画の立案、および計画の進捗モニタリング
- (2) マテリアリティ (重要課題) の策定
- (3) マテリアリティに対するKPIの設定と進捗モニタリング

⑥コンプライアンス委員会

当社グループの食品安全、コンプライアンス、業法、訴訟、係争に関するリスクの管理状況を確認し、運用状況を評価することで、当社グループのコンプライアンスに関する方針に則った内部統制機能の強化、持続的な企業価値の向上を図ることを目的として設置しています。6名の委員 (うち独立社外取締役1名、使用人2名、社外弁護士1名) で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2025年度の開催回数は12回、取締役である委員の出席率は100%でした。

審議する事項

- (1) コンプライアンス責任者会議が策定する、コンプライアンスに関する方針および推進活動の基本計画、重点取り組み事項の確認、評価
- (2) 品質・コンプライアンスリスクに対する管理状況の確認、運用状況の評価
- (3) 第2号で、改善すべき重要な不備・欠陥があると評価・判断した事案に対するコンプライアンス責任者会議などに対する改善指示



(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要（2026年3月31日現在）

当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会の承認により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。移行に伴い、同日付の取締役会において決議した内部統制システム基本方針および当該方針の運用状況の概要は、次のとおりです。

内部統制システム基本方針	運用状況の概要
1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
(1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化した企業倫理規範を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。	当社グループは、「コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動」をコンプライアンス方針として掲げています。従業員が順守すべき判断基準を示したコンプライアンス行動基準を「企業倫理規範」として整備し、全従業員に対して教育・研修などを通じて周知徹底を図っています。 また、経営陣より定期的にコンプライアンスメッセージを発信することで、コンプライアンス意識の維持・向上を図っています。
(2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進委員及びコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。	当社は、コンプライアンス委員会を毎月1回開催しています。本委員会は、コンプライアンス担当役員（管理本部長）、監査等委員2名（うち独立社外取締役1名）、人事部長、品質保証部長および社外弁護士で構成され、委員長は取締役会決議によりコンプライアンス担当役員が選任されています。当社グループの内部統制機能の強化と企業価値の永続的向上を目的として、食品安全、コンプライアンス、業法、訴訟・係争に関するリスク管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価しています。 当社は、当社グループのコンプライアンス推進のため、コンプライアンス担当役員を議長とするコンプライアンス責任者会議を年2回開催しています。

	<p>本会議は、コンプライアンス方針・活動計画の策定、コンプライアンス委員会から改善を求められた事項およびコンプライアンス事案への対応策・改善策の報告と検証を行っています。</p> <p>当社グループは、各職場にコンプライアンス推進委員を配置しています。推進委員は、教育・研修プログラムを通じてコンプライアンスに関する知識の習得に努め、職場におけるコンプライアンスの推進、関連法令・社内規程類の周知徹底を図るなど、主体的な活動を行っています。</p> <p>コンプライアンス室は、グループ全従業員のコンプライアンス意識の向上およびコンプライアンスの重要性の理解を促すため、定期的にコンプライアンス講習を実施しています。経営陣には社外有識者による講習を、社内役職者には業法やハラスメント防止など役割に応じた講習を実施しています。また、コンプライアンス室は、各職場におけるコンプライアンスの浸透度を把握し、従業員から率直な意見を収集するため、年1回、グループ全従業員を対象にコンプライアンス浸透度調査を実施しています。調査結果や従業員の意見は取締役会に報告するとともに、全従業員へフィードバックし、問題点があれば改善策を講じ、次年度のコンプライアンス活動へ反映するなど、職場環境改善につなげています。なお、この調査は外国人技能実習生および特定技能外国人も対象としています。</p>
<p>(3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行</p>	<p>当社は、グループ全従業員を対象としてコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付けるため、社内相談窓口として「社内ホットライン（コンプライアンス室）」、社外相談窓口として「社外ホットライン（社外弁護士）」を設置していま</p>



<p>わない。</p>	<p>す。 各相談窓口の連絡先は、「企業倫理規範」および社内ポータルサイトにて周知しています。また、相談窓口の利用状況については、社内ポータルサイトにて毎月公表し、相談窓口の利用促進につなげています。なお、内部通報規程においては、相談内容の秘密保持、通報・相談を行った従業員に対する不利益な取扱いの禁止、匿名による相談の許容などを定め、相談者の保護を図っています。</p>
<p>(4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本方針を定める。</p>	<p>当社グループは、反社会的勢力への対応に関する「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、社内ポータルサイトに掲載しています。マニュアルでは、反社会的勢力による当社グループの経営活動への関与や被害を防止するための基本方針、不当な要求があった場合の対応方法や外部専門機関との連携などを定めています。</p>
2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
<p>当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。</p>	<p>当社グループは、文書管理規程に基づき、法令などにより定められた文書の保存期間を設定し、文書の保存媒体に応じて適切に保存・管理しています。</p>
3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
<p>(1) 当社は、リスク管理基本規程に基づき、当社グループの経営目標の達成や事業活動にかかわるリスクを特定して分析・評価し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理体制を整備・運用する。</p>	<p>当社は、リスク管理基本規程に基づき、取締役会によるリスク対策・管理体制の整備状況の監督、グループ経営会議によるリスクの特定・分析・最終評価、リスク管理責任者によるリスク対策の策定、リスク担当部署によるリスク対策の運用状況のモニタリング、そして危機管理室による統括などを通じて、社会からの長期的信頼獲得に向けたリスク管理体制を構築しています。</p>

<p>(2) 当社は、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。</p>	<p>危機管理室は、リスク管理統括部署として、当社グループ全体のリスクの洗い出し、評価（影響度・発生可能性の分析）、優先順位付け、およびリスクの一元管理を行う役割を担っています。</p> <p>また、当社グループの危機管理体制について整備・運用を支援し、必要な助言・指導（教育・啓蒙・周知を含む）を行います。</p> <p>危機管理委員会の事務局として、緊急時における情報収集、状況把握、関連部門およびグループ会社との連絡調整を担当します。</p> <p>なお、2026年4月より危機管理室は総務部危機管理担当に変更となっています。</p>
<p>(3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を開催し、損害の発生及び拡大を防止し、これを最小化するための体制を整える。</p>	<p>当社グループは、従業員の生命・身体、または当社グループの資産に著しい被害が生じ、事業活動の継続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、もしくはその恐れがあると判断した場合には、危機管理委員会を開催し、情報の収集・分析、並びに損害の発生または損害拡大の防止のために必要かつ適切な対応を行います。</p>
<p>4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	
<p>(1) 当社は、当社グループの経営戦略・経営課題、経営の基本方針及び経営上の重要事項の審議・検討・意思決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。</p>	<p>取締役会は、業務執行と監督の分離を促進するため、業務執行の決定権限をグループ経営会議や経営陣へ大幅に委任し、意思決定と業務執行の迅速化を図っています。これにより、取締役会では、中長期の経営戦略、サステナビリティ、重要性の高い経営課題などについて重点的に議論しています。また、これらのテーマをより深く検討するため、定期的にオフサイトミーティングを実施しています。オフサイトミーティングでは、取締役が自由闊達に意見交換を行い、当社グループの長期的な方向性や課題認識を共有しています。</p>
<p>(2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関とし</p>	<p>グループ経営会議は、取締役会に次ぐ審議・討議</p>



<p>て、業務執行取締役を主要構成員とするグループ経営会議を設置する。</p> <p>グループ経営会議は、取締役会から委任された重要事項等の審議・意思決定を行うとともに、取締役会に付議する当社グループの経営戦略・経営課題、経営の基本方針及び経営上の重要事項の審議・討議を行う。</p>	<p>機関として設置しています。業務執行取締役および議長が指名するメンバーで構成され、月2回の定例開催に加え、必要に応じて適時開催しています。本会議では、取締役会から委任された重要事項の審議・意思決定を行い、迅速かつ適切な事業運営に資する役割を果たすとともに、当社グループの経営戦略や経営課題などについて検討を行い、その結果を取締役会へ報告・付議することで、取締役会での議論の充実に寄与しています。</p>
<p>(3) 当社は、執行役員制度を導入し、経営責任の明確化及び意思決定と職務執行の迅速化を図る。執行役員は、当社グループ各領域において職務を執行し、その執行状況をグループ経営会議または取締役会に報告する。</p>	<p>執行役員は、当社グループにおける各担当職域において職務を執行しており、その執行状況について、取締役会やグループ経営会議などの会議体に報告を行っています。これにより、業務執行の状況が適切に共有され、迅速かつ透明性の高い事業運営が実現されています。</p>
<p>(4) 当社は、当社の「社外取締役の独立性基準」を満たす独立社外取締役を複数名選任することで、取締役及び執行役員の職務執行の監督強化を図る。</p>	<p>当社は、当社の「社外取締役の独立性基準」を満たす独立社外取締役を4名選任しており、これら独立社外取締役が取締役会において経営陣から独立した立場で意見を述べることにより、経営陣の職務執行に対する監督機能が適切に発揮されています。また、当社の独立社外取締役は全員監査等委員であり、監査等委員会の一員として監査・監督機能を担うことで、ガバナンスの透明性および健全性の確保に貢献しています。なお、独立社外取締役の本事業年度における活動状況については、「4. (3)②当事業年度における主な活動状況」に記載しています。</p>
<p>(5) 当社は、取締役会の諮問機関として、ガバナンス指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の候補者決定プロセス・報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する。両委員会は、独立社外取締役の構成割合を過半</p>	<p>当社は、取締役会の諮問機関としてガバナンス指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しており、両委員会は独立社外取締役を過半数として構成しています。両委員会では、取締役および執行役員の候補者の選任方針・基準や報酬に関する考</p>

<p>数とする。</p>	<p>え方などについて審議を行い、その内容を取締役に助言・提言することで、候補者決定プロセスおよび報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保しています。</p>
<p>5.業務の適正を確保するための体制</p>	
<p>(1) 当社グループ各部門は、業務の適正を確保するための内部統制システムについて、関連する業務主管部局の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。</p>	<p>当社グループは、本基本方針に基づき、業務の適正性・効率性、財務報告の信頼性および法令順守を確保するため、内部統制システムの整備・運用を継続的に推進しています。</p>
<p>(2) 当社グループ各部門は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムについて、当社経理財務部の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。</p>	<p>業務主管部局が定めた規則に沿って、各部門が内部統制を日常業務へ適切に組み込み、監査部による監査などを通じて、その有効性を評価しています。また、必要に応じて改善を行い、グループ全体として統制機能の向上に努めています。</p>
<p>(3) 監査部監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。内部監査結果は、速やかに監査等委員会、代表取締役、取締役へ報告する。</p>	<p>監査部監査室は、財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、当社グループ各部門に対して内部統制システムの整備・運用状況に関する有効性の評価を実施しています。また、内部監査規程に基づき、業務執行状況についての監査を行っています。</p> <p>監査部長は、業務執行状況の監査結果について代表取締役社長および被監査部門などに報告しています。また、監査等委員会に出席し、上記監査結果についての被監査部門の改善・是正対応などを報告するとともに、監査等委員と意見交換を行っています。</p> <p>監査部長は、必要に応じて経営執行側と監査報告会を開催しており、当該報告会には代表取締役社長、管理本部長、経営戦略部長、監査部長および被監査部門の責任者などが出席し、当該監査結果に関する改善・是正等について議論を行っています。当該報告会には常勤監査等委員も原則として</p>



	同席することとなっています。
(4) 監査部内部統制担当は、当社グループの業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。	監査部内部統制担当は、当社グループの内部監査結果、ならびに財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムについて、整備評価・運用評価の有効性、適正性および運用状況を確認しています。また、当社グループ各部門に対し、必要に応じて、これらに関する具体的な改善指導を行っています。
(5) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。	子会社各社は、それぞれの決裁権限規程などにおいて、当社の承認を要する事項や当社への報告を要する事項の基準を定めています。これらの基準に基づき、子会社は重要事項の当社取締役会・グループ経営会議への付議や報告などを適切に行っており、当社による子会社業務の管理・監督が機能する体制を維持しています。
(6) 当社は、当社の取締役、執行役員または使用人を子会社に取締役または監査役として派遣し、業務の執行を監督・監査する。	当社は、当社の取締役、執行役員または使用人を子会社に取締役または監査役として派遣しています。派遣された取締役などは、子会社の取締役会およびその他の重要な会議に出席し、子会社の業務執行に対する監督または監査を行っています。これにより、子会社の業務執行状況を適切に把握するためのモニタリング体制を構築・運用しています。
6.子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制	
当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。	当社は、子会社各社に対する管掌部門を定め、当該部門を中心に子会社との連携体制を整備しています。また、管掌部門は、使用人などを子会社の取締役として派遣し、取締役会およびその他の重要な会議において、子会社の職務執行状況や重要事項に関する報告を受けています。これらを通じて、当社と子会社間における重要事項の協議、情報共有および指示・要請の伝達が適切に行われる

	体制を運用しています。
7.監査等委員会の職務を補助すべき組織・使用人に関する体制	
(1) 当社は、監査等委員会の直轄組織として監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会室スタッフ」という。）を配置する。	当社は、監査等委員会および監査等委員の職務を適切にサポートするため、監査等委員会の直轄組織として監査等委員会室を設置し、2名のスタッフを配置しています。監査等委員会室長については、監査等委員会室専属スタッフとしています。
(2) 当社は、監査等委員会室スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査等委員会の同意を得なければならない。	監査等委員会室スタッフの任命、異動、評価などの人事については、監査等委員会の同意を得た上で決定しています。
(3) 監査等委員会室は、監査等委員会の指揮命令のもとに監査等委員会の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。	監査等委員会室は、監査等委員会の指揮命令のもとで監査等委員の職務を補助しており、その職務遂行に際しては、経営執行側から指揮命令を受けない体制としています。
8.監査等委員会への報告に関する体制	
(1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会から情報の提供を求められた場合、これに応じる。	監査等委員は取締役会のほか、グループ経営会議など社内の重要な会議に出席して必要な報告を受けています。また、常勤監査等委員は、主要なグループ会社の監査役を兼務することでグループ会社から直接報告を受けています。
(2) 監査部は、当社グループの内部監査結果を監査等委員会に報告する。	監査部が経営執行側に対して行う監査報告会に常勤監査等委員も同席し、監査部の指摘事項およびその回答事項に対する経営執行側の対応方針や指示内容を確認しています。また、監査等委員会では、監査報告会の議論の内容を含めて、監査部長から監査報告を受けています。



<p>(3) コンプライアンス室は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査等委員会に報告する。</p>	<p>常勤監査等委員は、品質保証・コンプライアンス報告会を月1回定例で開催し、品質保証部から、品質管理の状況、品質トラブル事案などについて、コンプライアンス室から、内部通報窓口への相談・通報内容とその対応等について報告を受けています。その他、社内各部門より必要に応じて業務状況についての報告を受けています。監査等委員会は、常勤監査等委員よりこれらの内容について報告・共有を受け、監査活動を行っています。</p>
<p>(4) 品質保証部は、当社グループ等の品質監査結果、品質トラブル事案を監査等委員会に報告する。</p>	
<p>(5) 当社グループは、監査等委員会に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。</p>	
9.監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
<p>(1) 当社は、監査等委員が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査等委員からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払または償還に応じる。</p>	<p>当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について、あらかじめ予算を確保しています。また、監査等委員が弁護士、公認会計士その他の専門家に助言を求める場合や、臨時に発生した職務執行に係る費用についても、当社が負担し、必要に応じて前払または償還に応じる体制を整えています。</p>
<p>(2) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査等委員の出席を確保する。また、監査等委員が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。</p>	<p>監査等委員は、取締役会に出席し、それぞれの見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性の確保に必要な発言を適宜行っています。常勤監査等委員は、これに加えて、グループ経営会議などの重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っています。監査等委員会は、業務執行取締役と定期的に面談を行い、経営課題や事業運営に関する意見交換、情報共有を実施しています。また、会計監査人との間でも定期的に報告会や意見交換会を行い、連携強化を図っています。</p>

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題のひとつと位置付けており、配当につきましては、連結業績、財務状況および将来の事業展開などを総合的に判断し、安定的な配当の継続を基本方針としています。「中期経営計画2026」では、業績変動の影響を受けにくいDOE（株主資本配当率）を株主還元指標として導入し、「DOE 3%以上かつ累進配当」を配当方針として掲げています。

2026年3月期（2025年度）の期末配当につきましては、基本方針に基づき取締役会にて決議し、1株当たり75円（中間配当70円との年間合計145円）の配当を実施させていただきます。また、伊藤ハム(株)と米久(株)の経営統合10周年を記念し、1株当たり175円（第1四半期末85円、第3四半期末90円）の記念配当を実施しています。これらを合わせ、2026年3月期の1株当たり年間配当金は合計320円となります。

なお、2027年3月期（2026年度）につきましては、基本方針に基づき1株当たり155円（中間配当75円、期末配当80円）の配当を実施する予定です。

連結計算書類



■ 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	311,427	流動負債	181,418
現金及び預金	17,980	支払手形及び買掛金	74,818
受取手形	34	短期借入金	58,391
売掛金	112,224	1年内返済予定の長期借入金	100
商品及び製品	138,401	リース債務	1,027
仕掛品	1,882	未払金	26,888
原材料及び貯蔵品	31,860	未払法人税等	6,977
その他	9,120	未払消費税等	997
貸倒引当金	△75	賞与引当金	7,298
		役員賞与引当金	163
		その他	4,755
固定資産	213,298	固定負債	47,799
有形固定資産	121,875	長期借入金	30,140
建物及び構築物	36,633	リース債務	2,662
機械装置及び運搬具	34,555	繰延税金負債	10,080
工具、器具及び備品	1,621	退職給付に係る負債	1,499
土地	26,184	資産除去債務	1,184
リース資産	3,579	その他	2,230
建設仮勘定	19,246	負債合計	229,217
その他	55		
無形固定資産	26,026		
のれん	13,605	純資産の部	
その他	12,420	株主資本	269,693
投資その他の資産	65,397	資本金	30,003
投資有価証券	39,701	資本剰余金	89,464
長期貸付金	1,322	利益剰余金	152,889
繰延税金資産	1,133	自己株式	△2,663
退職給付に係る資産	17,332	その他の包括利益累計額	25,049
その他	6,060	その他有価証券評価差額金	12,454
貸倒引当金	△152	繰延ヘッジ損益	△464
資産合計	524,726	為替換算調整勘定	9,968
		退職給付に係る調整累計額	3,089
		新株予約権	66
		非支配株主持分	699
		純資産合計	295,509
		負債・純資産合計	524,726

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内 訳	合 計
売上高		1,071,381
売上原価		924,902
売上総利益		146,478
販売費及び一般管理費		118,022
営業利益		28,456
営業外収益		
受取利息	234	
受取配当金	406	
受取賃貸料	402	
受取保険金	181	
助成金収入	778	
持分法による投資利益	1,674	
その他	882	
		4,560
営業外費用		
支払利息	2,414	
不動産賃貸費用	116	
その他	91	
		2,622
経常利益		30,395
特別利益		
固定資産売却益	31	
投資有価証券売却益	266	
設備補助金収入	400	
その他	4	
		702
特別損失		
固定資産除却損	347	
減損損失	576	
固定資産圧縮損	321	
工場閉鎖関連損失	158	
その他	135	
		1,539
税金等調整前当期純利益		29,558
法人税、住民税及び事業税	9,598	
法人税等調整額	△299	
当期純利益		9,298
非支配株主に帰属する当期純利益		20,259
親会社株主に帰属する当期純利益		33
		20,225



■ 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	89,442	150,821	△2,723	267,543
当期変動額					
剰余金の配当			△18,157		△18,157
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,225		20,225
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		21		65	87
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	21	2,068	60	2,150
当期末残高	30,003	89,464	152,889	△2,663	269,693

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	8,963	△887	7,045	2,877	17,998	66	708	286,318
当期変動額								
剰余金の配当								△18,157
親会社株主に帰属する 当期純利益								20,225
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								87
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,491	423	2,922	212	7,050	—	△9	7,040
当期変動額合計	3,491	423	2,922	212	7,050	—	△9	9,191
当期末残高	12,454	△464	9,968	3,089	25,049	66	699	295,509

計算書類 (単体)

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	205,121	流動負債	100,615
現金及び預金	8,023	買掛金	56,921
売掛金	54,075	短期借入金	16,000
商品及び製品	78,433	未払金	6,877
原材料及び貯蔵品	13	未払法人税等	1,046
関係会社短期貸付金	100	未払消費税等	49
未収入金	6,516	関係会社預り金	17,370
関係会社預け金	56,550	賞与引当金	1,421
その他	1,412	その他	928
貸倒引当金	△3	固定負債	30,474
固定資産	147,978	長期借入金	30,000
有形固定資産	14,942	リース債務	48
建物	47	資産除去債務	34
構築物	4	関係会社事業損失引当金	335
機械及び装置	91	その他	55
車両運搬具	0	負債合計	131,089
工具、器具及び備品	470	純資産の部	
リース資産	79	株主資本	221,729
建設仮勘定	14,248	資本金	30,003
無形固定資産	13,392	資本剰余金	129,519
のれん	3,427	資本準備金	7,503
ソフトウェア	3,101	その他資本剰余金	122,016
ソフトウェア仮勘定	6,864	利益剰余金	64,869
その他	0	その他利益剰余金	64,869
投資その他の資産	119,643	繰越利益剰余金	64,869
投資有価証券	804	自己株式	△2,663
関係会社株式	111,856	評価・換算差額等	215
関係会社長期貸付金	1,626	繰延ヘッジ損益	215
長期貸付金	1,320	新株予約権	66
前払年金費用	1,312	純資産合計	222,011
繰延税金資産	313	負債・純資産合計	353,100
差入保証金	989		
その他	3,645		
貸倒引当金	△2,226		
資産合計	353,100		



損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高及び営業収益		
商品売上高	589,268	
経営管理料	3,625	
受取業務委託料	2,800	595,695
売上原価		563,865
売上総利益		31,829
販売費及び一般管理費		30,149
営業利益		1,680
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,097	
受取賃貸料	71	
受取手数料	54	
受取保険金	46	
その他	700	9,970
営業外費用		
支払利息	485	
支払手数料	45	
不動産賃貸費用	13	
その他	18	564
経常利益		11,086
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	106	
その他	4	111
特別損失		
固定資産除却損	23	
固定資産売却損	36	
貸倒引当金繰入額	168	
その他	20	249
税引前当期純利益		10,948
法人税、住民税及び事業税	687	
法人税等調整額	194	881
当期純利益		10,067

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	30,003	7,503	121,995	129,498	72,959	72,959	△2,723	229,737
当期変動額								
剰余金の配当					△18,157	△18,157		△18,157
当期純利益					10,067	10,067		10,067
自己株式の取得							△5	△5
自己株式の処分			21	21			65	87
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	21	21	△8,090	△8,090	60	△8,008
当期末残高	30,003	7,503	122,016	129,519	64,869	64,869	△2,663	221,729

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△264	△264	66	229,540
当期変動額				
剰余金の配当				△18,157
当期純利益				10,067
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				87
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	479	479		479
当期変動額合計	479	479	-	△7,529
当期末残高	215	215	66	222,011



連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原 田 智 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 智 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	高橋	伸	㊟
常勤監査等委員	堀内	朗久	㊟
監査等委員	森本	美紀子	㊟
監査等委員	松村	浩司	㊟
監査等委員	西村	やす子	㊟
監査等委員	有松	晶	㊟

(注)1 監査等委員 森本美紀子、松村浩司、西村やす子、及び有松晶は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2 当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会の決議により、2025年6月25日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2025年4月1日から2025年6月25日定時株主総会終結の時までの状況につきましては、当社監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

TOPICS

主要トピックス

伊藤ハム米久ホールディングスのトピックスを紹介します。

「アルトバイエルン®」関連ニュース

🍴 「アルトバイエルン®」リニューアル

当社グループ会社の伊藤ハム株式会社は、2026年3月1日より主力商品である「The GRAND アルトバイエルン®」のおいしさをさらに高め、ブランド名も「アルトバイエルン®」にリニューアルしました。

試行錯誤に約1年半、たどり着いた最高のバランス

目指したのは、食べたときの「お客様の満足度アップ」です。ご支持いただいている「熟成がもたらすお肉の旨み」はそのままに、味のバランスを見直しました。配合を見直すことで、今まで以上に味へのアクセントが加わり、より「おいしい！」を実感していただけるようになりました。最高のバランスにたどり着くのに約1年半かかりました！

ブランド名を12年ぶりに「アルトバイエルン®」へ

2014年にブランド名を「アルトバイエルン®」から「The GRANDアルトバイエルン®」として10年以上経ちますが、モニター調査*の結果、8割以上の方が「アルトバイエルン®」として認識されていることがわかりました。そこで、親しみやすく、目に留まりやすいように、ブランド名を「アルトバイエルン®」にしました！

* 自社調べ n=527



アルトバイエルン®

🍴 「アルトバイエルン®」新CMスタート！

2026年3月20日より伊藤ハムの主力商品である「アルトバイエルン®」の新テレビCMをスタートしました。

イメージキャラクターに博多華丸・大吉さんを起用し、テレビCM「博多弁の男」篇を全国放映しています。

本CMでは、福岡県出身のお二人だからこそ生まれる愉快的掛け合いと、思わず食べたくなるシズル感を通じて、「アルトバイエルン®」の食べた瞬間の満足感をまっすぐにお届けします。また、どんなメニューにも合う“おいしいウインナー”として、「アルトバイエルン®」の魅力をお伝えします。

キーメッセージ
「こんなにおいしいウインナー、あると？」



今後も当社商品の魅力を高め、よりお客様満足度の高い商品の提供、ブランド価値の向上を目指してまいります。

II 三島工場 進捗状況

当社グループ会社である伊藤ハム米久プラント株式会社では、静岡県三島市において、2026年9月の稼働開始を目標に三島工場の建設を進めています。

三島工場は、当社グループが長年にわたり培った食肉加工技術のノウハウを最大限結集させた、東日本エリアにおけるシンボル工場となり、DX対応の生産設備や省人化された一貫生産ラインを備えた高効率工場となります。

また、サステナビリティへの取り組みとして、高効率機械設備や都市ガスを使用したコージェネレーションシステム・太陽光発電設備など、地球環境に配慮した設備を積極的に取り入れるだけでなく、工場見学や体験教室などの食育活動の場として、地域社会との共生を実現する次世代型のハム・ソーセージ工場となります。

工場見学については、専用の見学通路を設置し、一般のお客さまも利用可能な設備となる予定です。

当社グループは、「長期経営戦略2035」に掲げる「国内バリューチェーンの最大化」のため、総額1,000億円の成長投資を予定しており、三島工場建設をはじめとして、生産拠点の再編や最適配置に取り組み、食肉市場という成熟市場で勝ち抜くための様々な施策を実行してまいります。



三島工場 外観



専用の見学通路（イメージ）

II 十和田ビーフプラント 和牛輸出開始

当社グループ会社であるIHミートパッカー株式会社の十和田ビーフプラント（青森県十和田市）は、アメリカ合衆国向け和牛輸出を開始いたしました。

十和田ビーフプラントは、2025年5月1日に「アメリカ合衆国及び香港に牛肉の輸出可能なと畜場及び食肉処理施設」、同年5月21日に「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向けに牛肉の輸出可能なと畜場及び食肉処理施設」として認定されました。アメリカ合衆国向けは東北では2番目、青森県では初の認定取得になります。

同年6月11日には、アメリカ合衆国向けの「輸出第一陣出発式」を執り行い、輸出向け青森県産・宮城県産和牛の出荷を行いました。

今後も、既に海外へ輸出を行っている当社グループ会社のサンキョーミート株式会社（鹿児島県志布志市）の「有明ビーフプラント」とともに、日本の和牛のおいしさを世界に発信すべく、和牛輸出を強化してまいります。



十和田ビーフプラント 外観



和牛輸出第一陣出発式

株主優待制度のご案内



株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に伊藤ハムと米久それぞれの商品をご賞味いただくため、株主優待制度を導入しております。

◆対象となる株主様

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された200株以上を保有する株主様を対象といたします。

◆優待内容

5,000円相当の当社グループ商品を贈呈いたします。

◆贈呈時期

6月中旬より順次お届けを予定しております。


◆受け取り辞退に伴う寄付の実施

社会貢献活動の一環として、優待品の受け取り辞退を申し出られた株主様につきましては、優待品の発送に代えて5,000円を日本赤十字社へ寄付させていただきます。



※写真はイメージですので、商品の内容は一部変更になる場合がございます。

株主メモ

上場市場	東京証券取引所プライム市場	郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
証券コード	2296	(電話照会先)	 0120-782-031 受付時間：9:00～17:00 (土日祝および12/31～1/3を除く)
1単元の株式数	100株	公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	公告掲載URL	https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku.html
定時株主総会	毎年6月		
株主確定基準日	毎年3月31日		
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号		
特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号		

株主総会会場ご案内図



場所

東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン・ホールA

(会場が前回と異なっておりますので、会場ご案内図をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。)

日時

2026年6月19日(金曜日)

午前10時(受付開始:午前9時15分)

交通機関のご案内

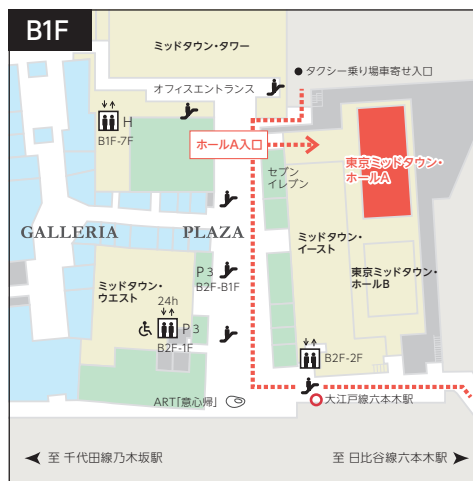
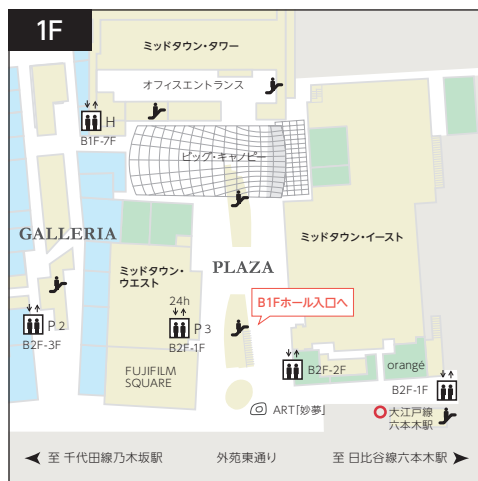
地下鉄をご利用の場合 以下の最寄り駅より、東京ミッドタウンへお越しください。

- ・都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- ・東京メトロ日比谷線「六本木駅」より東京ミッドタウン方面地下通路にて直結

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください。

■駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。